

# 名古屋市公報

平成22年12月22日号

第888号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
発行所 名古屋市役所  
電話 [052] 972-2246  
編集兼 名古屋市総務局  
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
<b>条 例</b>	
○ 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務・総務課) (第60号)	3
<b>告 示</b>	
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第633号)	4
○ 生活保護法による指定介護機関の指定 (健福・保護課) (第634号)	6
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第635号)	15
○ 生活保護法による指定介護機関の指定 (健福・保護課) (第636号)	17
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第637号)	21
○ 守山土木事務所長の職務代理について (緑土・総務課) (第638号)	22
○ 名古屋市市税条例第33条第2項に規定する地域の指定 (財政・固定資産税課) (第639号)	23
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>	
○ 名古屋市立小学校の通学区域の変更について (第33号)	24
<b>上 下 水 道 局 告 示</b>	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第18号)	25
<b>交 通 局 告 示</b>	
○ 年末年始特割ドニチエコきっぷの発行について (第14号)	46
<b>監 査 公 表</b>	
○ 平成22年監査公表 (第9号)	48
<b>公 告</b>	
○ 公告 (農業委員会農地部会の開催) (農業委員会)	72
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・給排水設備課)	73
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・給排水設備課)	74
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・給排水設備課)	75
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・給排水設備課)	76
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告の訂正について (上下水・給排水設備課)	77

## 条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(第60号)

- 1 改正内容

平成23年5月分以降の議員報酬について、学識経験者や無作為抽出により選ばれた市民等で構成する検討会議で適正な額を検討するものです。

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月14日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市条例第60号

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成21年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成23年5月1日以降の議員報酬の額の検討）

- 2 平成23年5月1日以降の議員報酬に関しては、学識経験を有する者及び無作為抽出により選ばれた市民等により構成する検討会議において、本市の財政規模、事務の範囲、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等も考慮した適正な額について検討するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 633号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年12月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
セントケア名古屋岩塚	名古屋市中村区岩塚町 1丁目31番地	平成22年 8月31日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
セントケア名古屋岩塚	名古屋市中村区岩塚町 1丁目31番地	平成22年 8月31日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
南医療生活協同組合あり まつ訪問看護ステーション	名古屋市緑区有松3026番地	平成22年 6月14日
野村耳鼻咽喉科	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	平成21年 3月31日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
野村耳鼻咽喉科	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	平成21年 3月31日

5 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
野村耳鼻咽喉科	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	平成21年 3月31日

6 介護予防訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
野村耳鼻咽喉科	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	平成21年 3月31日

7 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
もうり調剤薬局	名古屋市千種区光が丘一丁目1612番地	平成22年 8月31日
スギ薬局十一屋店	名古屋市港区十一屋二丁目 468番地	平成22年 9月16日
野村耳鼻咽喉科	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	平成21年 3月31日

8 介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
スギ薬局十一屋店	名古屋市港区十一屋二丁目 468番地	平成22年 9月16日
野村耳鼻咽喉科	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	平成21年 3月31日

9 小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
ニチイのやわらぎ天白	名古屋市天白区福池二丁目36番地	平成21年 9月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 634号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成22年12月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
セントケア八田	名古屋市中川区八田町1812番地	平成22年 9月 1日
ヘルパーステーションアリス	名古屋市名東区引山三丁目 580番地	平成22年 9月 7日
訪問介護事業所テnder	名古屋市名東区文教台二丁目 310番地	平成22年 9月 1日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
セントケア八田	名古屋市中川区八田町1812番地	平成22年 9月 1日
ヘルパーステーション笑の花	名古屋市緑区太子一丁目 139番地	平成22年 7月 7日
訪問介護事業所テnder	名古屋市名東区文教台二丁目 310番地	平成22年 9月 1日

3 訪問入浴介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
セントケア八田	名古屋市中川区八田町1812番地	平成22年 9月 1日

4 介護予防訪問入浴介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
セントケア八田	名古屋市中川区八田町1812番地	平成22年 9月 1日

## 5 訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
にじのさと訪問看護ステーション名駅	名古屋市中村区太閤一丁目 1番 8号	平成22年 8月 1日
はるかクリニック	名古屋市中区新栄二丁目 2番 1号	平成22年 3月 1日
合歓の木訪問看護ステーション	名古屋市中川区下之一色町字中ノ切56番地	平成22年 10月 1日
こもと整形外科	名古屋市中川区柳森町1703番地	平成22年 6月 1日
南医療生活協同組合ありまつ訪問看護ステーション	名古屋市緑区有松3131番地	平成22年 6月15日
株式会社クラール	名古屋市緑区徳重五丁目 411番地	平成22年 9月28日

## 6 介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
にじのさと訪問看護ステーション名駅	名古屋市中村区太閤一丁目 1番 8号	平成22年 8月 1日
はるかクリニック	名古屋市中区新栄二丁目 2番 1号	平成22年 3月 1日
合歓の木訪問看護ステーション	名古屋市中川区下之一色町字中ノ切56番地	平成22年 10月 1日
こもと整形外科	名古屋市中川区柳森町1703番地	平成22年 6月 1日
南医療生活協同組合ありまつ訪問看護ステーション	名古屋市緑区有松3131番地	平成22年 6月15日
株式会社クラール	名古屋市緑区徳重五丁目 411番地	平成22年 9月28日

## 7 訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
こもと整形外科	名古屋市中川区柳森町1703番地	平成22年 6月 1日

## 8 介護予防訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
こもと整形外科	名古屋市中川区柳森町1703番地	平成22年 6月 1日

9 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
もうり調剤薬局	名古屋市千種区光が丘一丁目1612番地	平成22年 9月 1日
スギヤマ調剤薬局今池店	名古屋市千種区今池四丁目11番 5号	平成22年 10月 1日
スギヤマ調剤薬局サンクレア池下店	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ調剤薬局高見店	名古屋市千種区高見一丁目 1番 5号	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局池下店	名古屋市千種区池下二丁目 1番14号	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局春岡通店	名古屋市千種区春岡通 7丁目28番地の 1	平成22年 10月 1日
スギヤマ調剤薬局城北病院前店	名古屋市北区安井一丁目 1番35号	平成22年 9月 1日
スギヤマ調剤薬局平手店	名古屋市北区平手町 1丁目10番地	平成22年 8月 1日
中日調剤薬局中村日赤店	名古屋市中村区元中村町 1丁目 5番地の 3	平成22年 9月 1日
はるかクリニック	名古屋市中区新栄二丁目 2番 1号	平成22年 3月 1日
スギヤマ薬局松原店	名古屋市中区松原三丁目 4番 5号	平成22年 10月 1日
スギヤマ調剤薬局御器所店	名古屋市昭和区阿由知通 4丁目 7番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局塩付通店	名古屋市昭和区塩付通 6丁目78番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局杵中店	名古屋市昭和区滝川町31番地の 8	平成22年 10月 1日
こもと整形外科	名古屋市中川区柳森町1703番地	平成22年 6月 1日
スギヤマ薬局中島新町店	名古屋市中川区中島新町二丁目1507番地	平成22年 10月 1日
スギ薬局油屋店	名古屋市港区油屋町 1丁目22番地の 1	平成22年 9月17日
スギヤマ薬局南陽店	名古屋市港区小賀須四丁目 617番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局入場店	名古屋市港区入場一丁目2205番地	平成22年 10月 1日

スギヤマ薬局笠寺店	名古屋市南区白雲町 169番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局豊店	名古屋市南区豊四丁目18番48号	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局さくら店	名古屋市南区桜台一丁目23番15号	平成22年 10月 1日
たんぼぼ薬局星崎店	名古屋市南区星崎一丁目 142番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局四軒家店	名古屋市守山区白山二丁目 101番 地の 1	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局滝ノ水店	名古屋市緑区滝ノ水三丁目 301番 地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局神の倉店	名古屋市緑区藤塚一丁目 103番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局黒沢台店	名古屋市緑区黒沢台四丁目1610番 地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局香久山店	名古屋市名東区梅森坂三丁目2108 番地	平成22年 10月 1日
ケア調剤薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤里町28番地	平成22年 9月 6日
しょうなん調剤薬局名東本 通店	名古屋市名東区名東本通 3丁目49 番地	平成22年 9月 1日
スギヤマ調剤薬局植田店	名古屋市天白区元植田一丁目3003 番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局植田店	名古屋市天白区元植田一丁目 906 番地	平成22年 10月 1日
おくすり本舗ほほえみ堂	名古屋市天白区向が丘四丁目1001 番地	平成22年 10月 1日

#### 10 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
もうり調剤薬局	名古屋市千種区光が丘一丁目1612 番地	平成22年 9月 1日
スギヤマ調剤薬局今池店	名古屋市千種区今池四丁目11番 5 号	平成22年 10月 1日
スギヤマ調剤薬局サンクレ ア池下店	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70 番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ調剤薬局高見店	名古屋市千種区高見一丁目 1番 5 号	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局池下店	名古屋市千種区池下二丁目 1番14 号	平成22年 10月 1日

スギヤマ薬局春岡通店	名古屋市千種区春岡通 7丁目28番地の 1	平成22年 10月 1日
スギヤマ調剤薬局城北病院前店	名古屋市北区安井一丁目 1番35号	平成22年 9月 1日
スギヤマ調剤薬局平手店	名古屋市北区平手町 1丁目10番地	平成22年 8月 1日
中日調剤薬局中村日赤店	名古屋市中村区元中村町 1丁目 5番地の 3	平成22年 9月 1日
はるかクリニック	名古屋市中区新栄二丁目 2番 1号	平成22年 3月 1日
スギヤマ薬局松原店	名古屋市中区松原三丁目 4番 5号	平成22年 10月 1日
スギヤマ調剤薬局御器所店	名古屋市昭和区阿由知通 4丁目 7番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局塩付通店	名古屋市昭和区塩付通 6丁目78番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局杵中店	名古屋市昭和区滝川町31番地の 8	平成22年 10月 1日
こもと整形外科	名古屋市中川区柳森町1703番地	平成22年 6月 1日
スギヤマ薬局中島新町店	名古屋市中川区中島新町二丁目 1507番地	平成22年 10月 1日
スギ薬局油屋店	名古屋市港区油屋町 1丁目22番地の 1	平成22年 9月17日
スギヤマ薬局南陽店	名古屋市港区小賀須四丁目 617番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局入場店	名古屋市港区入場一丁目2205番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局笠寺店	名古屋市南区白雲町 169番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局豊店	名古屋市南区豊四丁目18番48号	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局さくら店	名古屋市南区桜台一丁目23番15号	平成22年 10月 1日
たんぼぼ薬局星崎店	名古屋市南区星崎一丁目 142番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局四軒家店	名古屋市守山区白山二丁目 101番地の 1	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局滝ノ水店	名古屋市緑区滝ノ水三丁目 301番地	平成22年 10月 1日

スギヤマ薬局神の倉店	名古屋市緑区藤塚一丁目 103番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局黒沢台店	名古屋市緑区黒沢台四丁目1610番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局香久山店	名古屋市名東区梅森坂三丁目2108番地	平成22年 10月 1日
ケア調剤薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤里町28番地	平成22年 9月 6日
しょうなん調剤薬局名東本通店	名古屋市名東区名東本通 3丁目49番地	平成22年 9月 1日
スギヤマ調剤薬局植田店	名古屋市天白区元植田一丁目3003番地	平成22年 10月 1日
スギヤマ薬局植田店	名古屋市天白区元植田一丁目 906番地	平成22年 10月 1日
おくすり本舗ほほえみ堂	名古屋市天白区向が丘四丁目1001番地	平成22年 10月 1日

## 11 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
リハビリデイサービス稲葉地	名古屋市中村区稲葉地本通 2丁目18番地	平成22年 9月 1日
リハビリデイサービスやすらぎ	名古屋市中川区戸田三丁目1506番地の 1	平成22年 9月 1日
セントケア八田	名古屋市中川区八田町1812番地	平成22年 9月 1日
リハビリデイサービスエソラ	名古屋市港区南陽町大字西福田字雁島 114番地の 1	平成22年 9月 9日
高齢者福祉施設みんなのおうち	名古屋市守山区四軒家一丁目 210番地	平成22年 7月 1日
茶話本舗デイサービスきっこ	名古屋市守山区大字吉根字階子田3183番地の27	平成22年 9月 1日
デイサービスセンター実のり	名古屋市緑区鳴海町字水広下93番地の 180	平成22年 10月 1日

## 12 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
リハビリデイサービス稲葉地	名古屋市中村区稲葉地本通 2丁目18番地	平成22年 9月 1日
大喜デイサービスセンター	名古屋市瑞穂区大喜町 4丁目15番地の 3	平成22年 7月21日

リハビリデイサービスやすらぎ	名古屋市中川区戸田三丁目1506番地の1	平成22年 9月1日
セントケア八田	名古屋市中川区八田町1812番地	平成22年 9月1日
リハビリデイサービスエソラ	名古屋市港区南陽町大字西福田字雁島114番地の1	平成22年 9月9日
高齢者福祉施設みんなのおうち	名古屋市守山区四軒家一丁目210番地	平成22年 7月1日
デイサービスセンター実のり	名古屋市緑区鳴海町字水広下93番地の180	平成22年 10月1日

### 13 通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
こもと整形外科	名古屋市中川区柳森町1703番地	平成22年 6月1日

### 14 介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
医療法人珪山会鶴飼リハビリテーション病院	名古屋市中村区寿町30番地	平成22年 5月1日
こもと整形外科	名古屋市中川区柳森町1703番地	平成22年 6月1日
医療法人並木会介護老人保健施設メディコ守山	名古屋市守山区日の後301番地	平成22年 6月1日

### 15 介護予防短期入所療養介護

介護機関名	所在地	指定年月日
医療法人並木会介護老人保健施設メディコ守山	名古屋市守山区日の後301番地	平成22年 6月1日

### 16 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
株式会社エムワークス	名古屋市北区志賀町4丁目52番地の6	平成22年 9月1日
近鉄スマイルサプライ名古屋支店	名古屋市中川区吉津二丁目2521番地	平成22年 9月21日

17 介護予防福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
株式会社エムワークス	名古屋市北区志賀町 4丁目52番地の 6	平成22年 6月22日
近鉄スマイルサプライ名古屋支店	名古屋市中川区吉津二丁目2521番地	平成22年 9月21日

18 認知症対応型通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
デイサービスなでしこ豊岡	名古屋市瑞穂区汐路町 5丁目 6番地の 1	平成22年 9月24日

19 介護予防認知症対応型通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
デイサービスなでしこ豊岡	名古屋市瑞穂区汐路町 5丁目 6番地の 1	平成22年 9月24日

20 小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能あじさい「すなはら」	名古屋市西区砂原町 336番地	平成22年 10月 1日
ニチイのやわらぎ天白	名古屋市天白区福池二丁目36番地	平成21年 10月 1日

21 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能あじさい「すなはら」	名古屋市西区砂原町 336番地	平成22年 10月 1日

22 居宅介護支援事業

介護機関名	所在地	指定年月日
笑い太鼓ケアマネジメントセンター	名古屋市東区東大曾根町24番 8号	平成22年 8月 1日
丸八居宅介護支援日吉	名古屋市中村区日ノ宮町 1丁目61番地の 1	平成22年 9月 1日
クオン居宅介護支援事業者	名古屋市守山区瀬古東二丁目 922番地	平成22年 10月 1日

23 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
株式会社エムワークス	名古屋市北区志賀町 4丁目52番地の 6	平成21年 7月 1日
ジェイコーポレーション福祉用具貸与事業所	名古屋市西区上小田井二丁目 173番地	平成22年 8月 1日
近鉄スマイルサプライ名古屋支店	名古屋市中川区吉津二丁目2521番地	平成22年 9月21日

24 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
株式会社エムワークス	名古屋市北区志賀町 4丁目52番地の 6	平成21年 7月 1日
ジェイコーポレーション福祉用具貸与事業所	名古屋市西区上小田井二丁目 173番地	平成22年 8月 1日
近鉄スマイルサプライ名古屋支店	名古屋市中川区吉津二丁目2521番地	平成22年 9月21日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 635号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年12月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
本山歯科医院	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番地の 1	平成22年 9月30日
今池中央薬局	名古屋市千種区今池三丁目16番12号	平成21年 9月 1日
いしはらクリニック	名古屋市瑞穂区下坂町 1丁目23番地の13	平成22年 9月30日
ダイアン薬局	名古屋市名東区極楽三丁目97番地	平成22年 10月20日
ねこりす薬局	名古屋市名東区文教台一丁目1423番地の 1	平成22年 8月31日

2 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
本山歯科医院	名古屋市千種区四谷通 1丁目 6番地の 1	平成22年 9月30日
今池中央薬局	名古屋市千種区今池三丁目16番12号	平成21年 9月 1日
いしはらクリニック	名古屋市瑞穂区下坂町 1丁目23番地の13	平成22年 9月30日
ダイアン薬局	名古屋市名東区極楽三丁目97番地	平成22年 10月20日
ねこりす薬局	名古屋市名東区文教台一丁目1423番地の 1	平成22年 8月31日

### 3 認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
アットホームあいり	名古屋市西区玉池町 255番地	平成22年 10月 1日

### 4 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
吹上調剤薬局居宅介護支援事業所	名古屋市昭和区吹上町 2丁目27番地の 3	平成22年 9月30日
西日置フラワー園居宅介護支援事業所	名古屋市中川区西日置町10丁目 107番地	平成22年 10月 1日
名東総合ケアセンター	名古屋市名東区代万町 1丁目49番地	平成22年 7月 4日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 636号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成22年12月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ヘルパーステーションはるす大曾根	名古屋市北区山田一丁目 4番20号	平成22年 10月 1日
みなもと介護サービス	名古屋市西区城西町27番地	平成22年 9月 1日
はないちもんめケアセンター	名古屋市中村区宮塚町 135番地	平成22年 10月 1日
さくら・介護ステーション名古屋中央	名古屋市中区大須四丁目11番44号	平成22年 10月 1日
ゆたか介護	名古屋市中川区東中島町 1丁目34番地の 1	平成22年 10月 1日
ヘルパーステーションクオン	名古屋市守山区瀬古東二丁目 922番地	平成22年 11月 1日
ヘルパーステーション樺	名古屋市緑区倉坂1212番地	平成22年 11月 1日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ヘルパーステーションはるす大曾根	名古屋市北区山田一丁目 4番20号	平成22年 10月 1日
みなもと介護サービス	名古屋市西区城西町27番地	平成22年 9月 1日
はないちもんめケアセンター	名古屋市中村区宮塚町 135番地	平成22年 10月 1日
さくら・介護ステーション名古屋中央	名古屋市中区大須四丁目11番44号	平成22年 10月 1日
マザー介護サービス	名古屋市瑞穂区田辺通 4丁目27番地の 5	平成18年 4月 1日

ゆたか介護	名古屋市中川区東中島町 1丁目34番地の 1	平成22年 10月 1日
-------	------------------------	-----------------

### 3 訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
にじのさと訪問看護ステーション神宮前	名古屋市熱田区三本松町12番24号	平成22年 9月 1日

### 4 介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションもらいぼし	名古屋市中村区名駅南五丁目 1番 6号	平成18年 4月 1日
明聖也有訪問看護ステーション	名古屋市中川区土野町61番地	平成22年 6月 1日

### 5 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
本山歯科医院	名古屋市中村区四谷通 1丁目 6番地の 1	平成22年 10月 1日
オー, デンタルクリニック ナゴヤドーム前歯科診療所	名古屋市東区矢田南四丁目 102番 3号	平成22年 10月 1日
訪問看護ステーションもらいぼし	名古屋市中村区名駅南五丁目 1番 6号	平成21年 9月 1日
いしはらクリニック	名古屋市瑞穂区下坂町 1丁目23番地の13	平成22年 5月 1日
いしはらクリニック	名古屋市瑞穂区下坂町 1丁目23番地の13	平成22年 10月 1日
はまべ調剤薬局	名古屋市緑区姥子山一丁目 609番地	平成22年 10月 1日

### 6 介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
本山歯科医院	名古屋市中村区四谷通 1丁目 6番地の 1	平成22年 10月 1日
オー, デンタルクリニック ナゴヤドーム前歯科診療所	名古屋市東区矢田南四丁目 102番 3号	平成22年 10月 1日
訪問看護ステーションもらいぼし	名古屋市中村区名駅南五丁目 1番 6号	平成21年 9月 1日
いしはらクリニック	名古屋市瑞穂区下坂町 1丁目23番地の13	平成22年 5月 1日

いしはらクリニック	名古屋市瑞穂区下坂町 1丁目23番地の13	平成22年 10月 1日
はまべ調剤薬局	名古屋市緑区姥子山一丁目 609番地	平成22年 10月 1日

#### 7 通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
介護サロンひまわり	名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地	平成22年 10月 1日
南陽デイサービスセンター	名古屋市港区小賀須三丁目 616番地	平成22年 3月 2日

#### 8 介護予防通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
介護サロンひまわり	名古屋市中村区北畑町 2丁目25番地	平成22年 10月 1日
デイサービスセンターさわやか	名古屋市熱田区千年一丁目13番16号	平成22年 3月 1日
南陽デイサービスセンター	名古屋市港区小賀須三丁目 616番地	平成22年 3月 2日

#### 9 介護予防短期入所生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
南生苑短期入所事業所	名古屋市南区西又兵ヱ町 4丁目 8番地の 2	平成22年 8月11日

#### 10 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
株式会社プレテ	名古屋市南区道德新町 6丁目39番地	平成22年 9月 1日

#### 11 介護予防福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
株式会社プレテ	名古屋市南区道德新町 6丁目39番地	平成22年 9月 1日

12 夜間対応型訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
日本夜間介護センター名古屋事業所	名古屋市中区千代田二丁目 1番 7号	平成22年 10月 7日

13 認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
グループホーム和泉	名古屋市中村区東宿町 3丁目12番地の 3	平成22年 10月 1日
グループホーム名古屋熱田の家	名古屋市熱田区一番三丁目 8番25号	平成22年 10月 1日

14 介護予防認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
グループホーム和泉	名古屋市中村区東宿町 3丁目12番地の 3	平成22年 10月 1日
グループホーム名古屋熱田の家	名古屋市熱田区一番三丁目 8番25号	平成22年 10月 1日

15 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ケアプランささゆり	名古屋市熱田区一番二丁目25番 5号	平成22年 10月 1日
名東総合ケアセンター	名古屋市名東区梅森坂一丁目2201番地	平成22年 7月 5日
なごやか介護堂	名古屋市名東区新宿二丁目34番地の 2	平成22年 9月 1日
ケアセンター穂の香	名古屋市天白区山郷町18番地	平成22年 10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 637号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項及び名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり変更します。

平成22年12月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 東山公園

(1) 施設の名称

動植物園、展望塔及び駐車場（緑橋南駐車場及び植田山駐車場を除く。）

(2) 変更内容

平成23年 1月 3日を供用する日に変更します。

2 徳川園

(1) 施設の名称

庭園

(2) 変更内容

ア 平成23年 1月 2日の供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時から午後 5時まで」に変更します。

イ 平成23年 1月 3日を供用する日に変更し、供用時間は「午前 9時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 638 号

守山土木事務所長の職務代理について

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）第4条第3項の規定により、守山土木事務所副所長西尾則明が守山土木事務所長の職務を代理します。

なお、守山土木事務所長職務代理者が使用する公印は、公印規則（昭和37年名古屋市規則第9号）別表に規定する公所長印とします。

平成22年12月17日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市緑政土木局総務課

名古屋市告示第 639 号

名古屋市市税条例第33条第 2 項に規定する地域の指定

平成23年度分の固定資産税について、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第33条第 2 項の規定により指定する地域は、次に掲げるものとします。

平成22年12月17日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市定納山土地区画整理組合の事業施行地域  
名古屋市水広下土地区画整理組合の事業施行地域  
名古屋市荒田土地区画整理組合の事業施行地域  
名古屋市荒池北土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市教育委員会告示第33号

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立大高小学校及び名古屋市立大高南小学校の通学区域の変更について次のように定め、平成23年1月4日から施行します。

平成22年12月13日

名古屋市教育委員会委員長 坂 井 克 彦

次の区域を名古屋市立大高小学校の通学区域から除き、名古屋市立大高南小学校の通学区域に加える。

名古屋市緑区大高町字平子山の全部

教育委員会事務局総務部施設計画室

名古屋市上下水道局告示第18号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成22年12月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月16日

名古屋市上下水道局長 三宅 勝

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日  
平成23年1月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
中村区	北浦町		一部	中村区岩塚町 名古屋市上下水道局岩塚 水処理センター
	塩池町	3丁目	〃	〃
	高須賀町	北浦 北西出	〃	〃
中川区	中京南通	2丁目	〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
	戸田西二丁目		〃	〃
	長良町	北新田	〃	熱田区千年二丁目 名古屋市上下水道局千年 水処理センター
	八熊町	上新田	〃	〃
守山区	上志段味	稲堀田新田 大 久手下 上島	〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山

		樹木 東谷 道 光 中屋敷 二 の輪 羽根 前 山 茂中 山ノ 田		水処理センター
	下志段味	唐曾 石米	〃	〃
緑 区	大高町	北鶴田 鶴田 南休山 南炭焼	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田 水処理センター
	桶狭間北三丁目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター
	鳴海町	姥子山 細根	〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

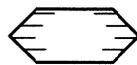
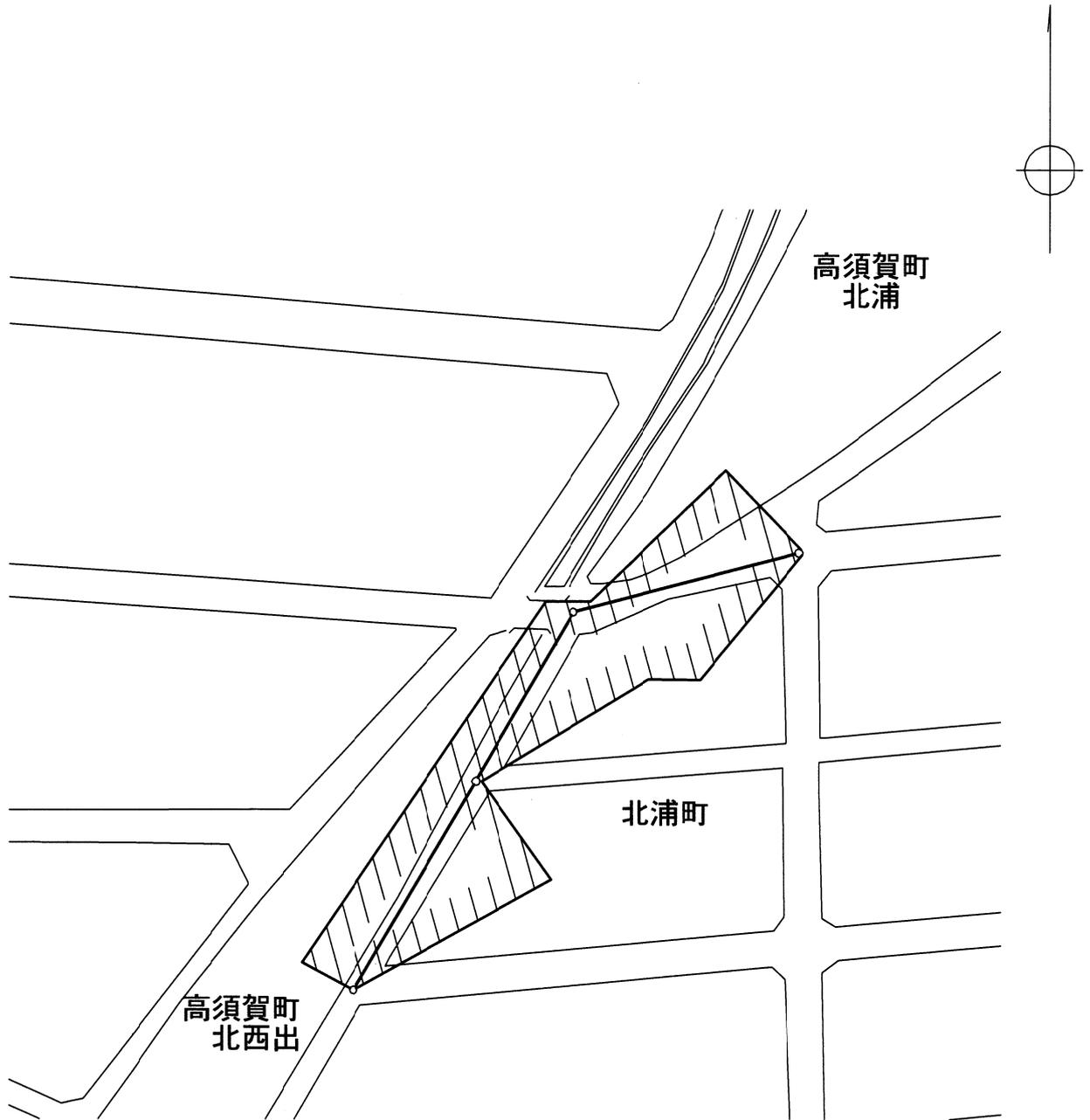
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中村区 中川区
分流式	守山区 緑区

# 排水施設の位置図

中村区（合流式）No. 1



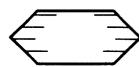
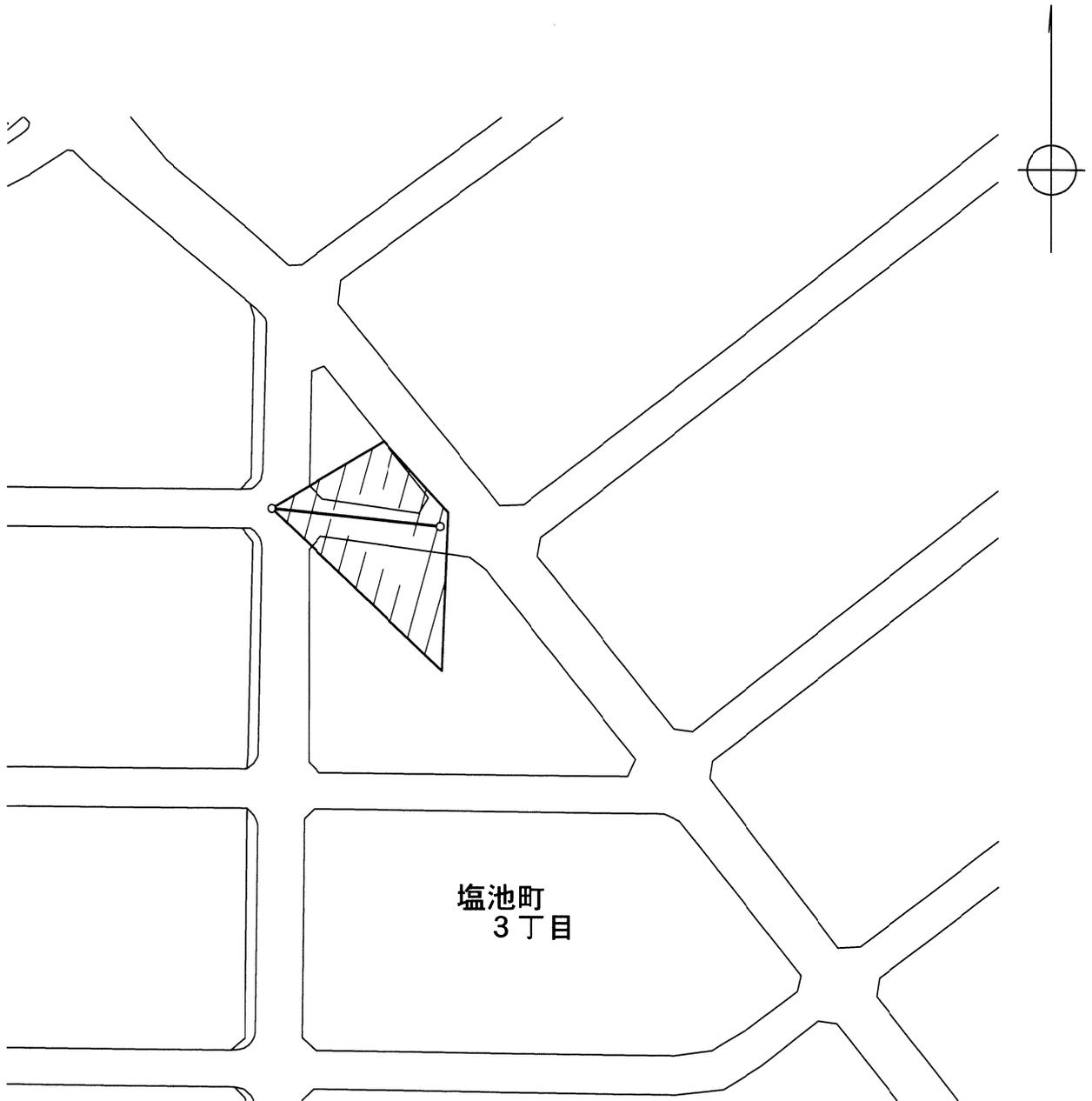
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

中村区（合流式）No. 2



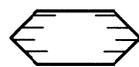
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設的位置図

中川区（合流式）No. 1



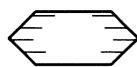
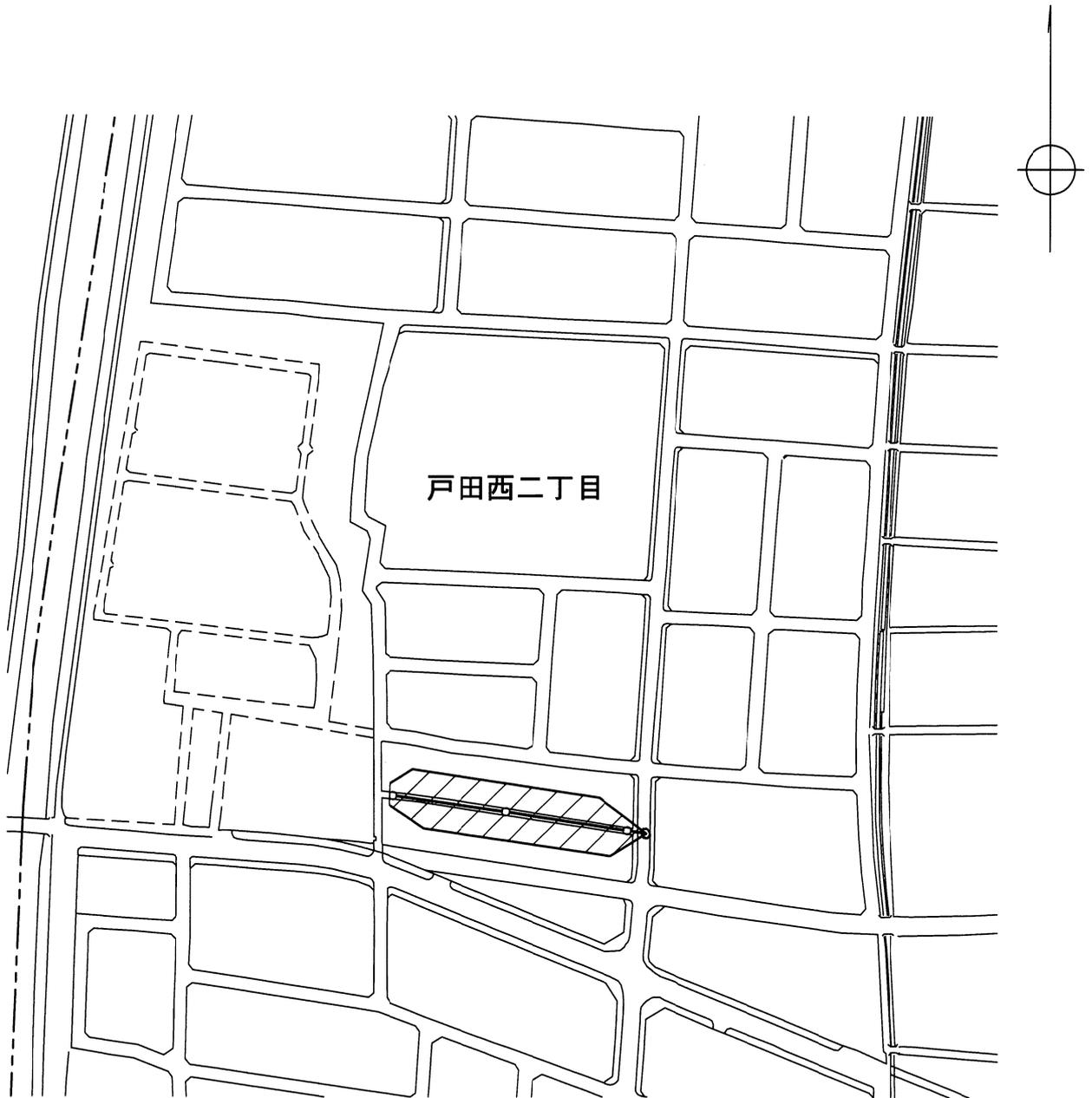
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設的位置図

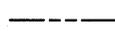
中川区（合流式）No. 2



供用開始区域



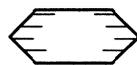
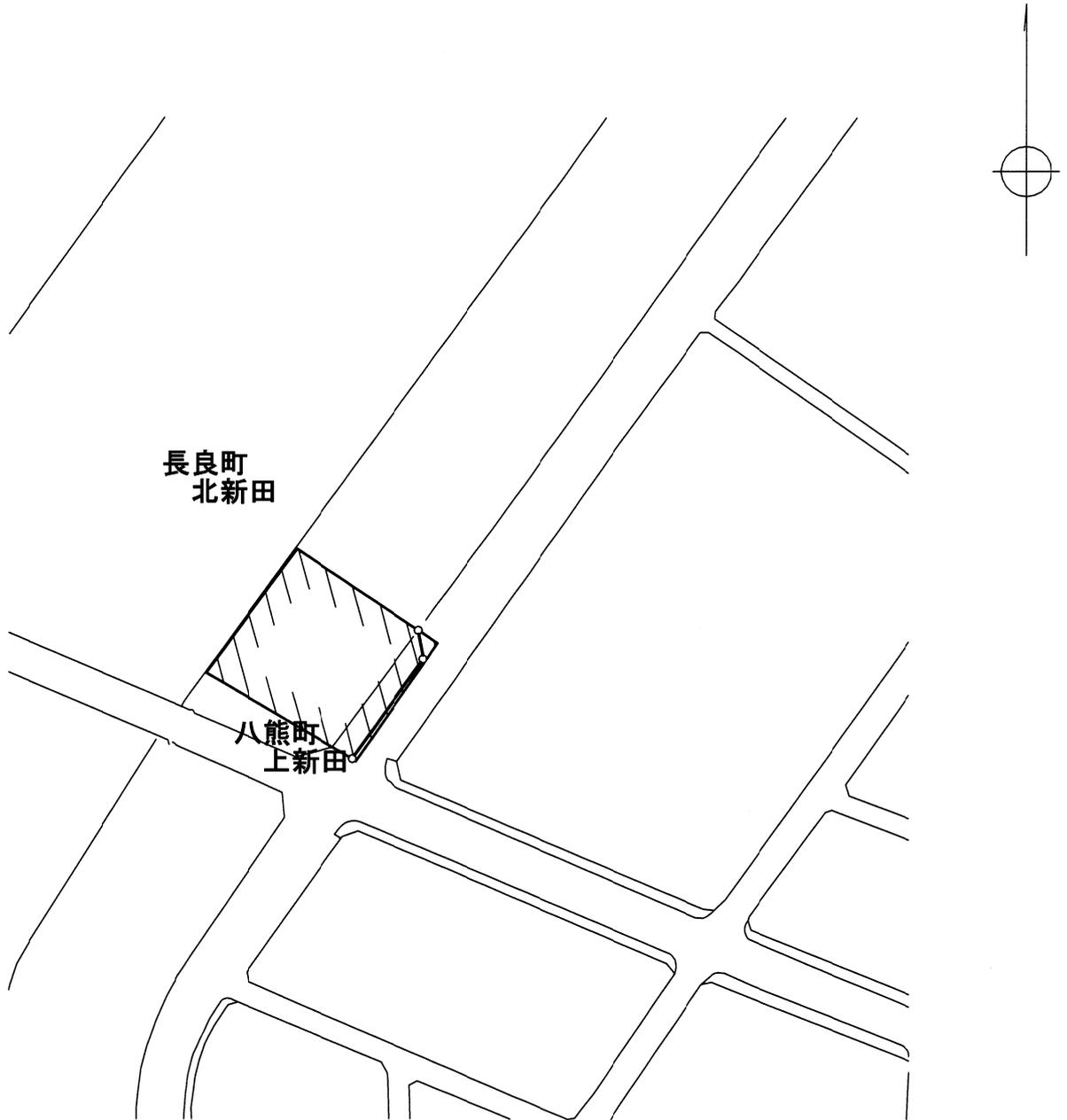
供用及び処理を開始する下水道



市界

# 排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 3



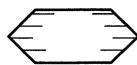
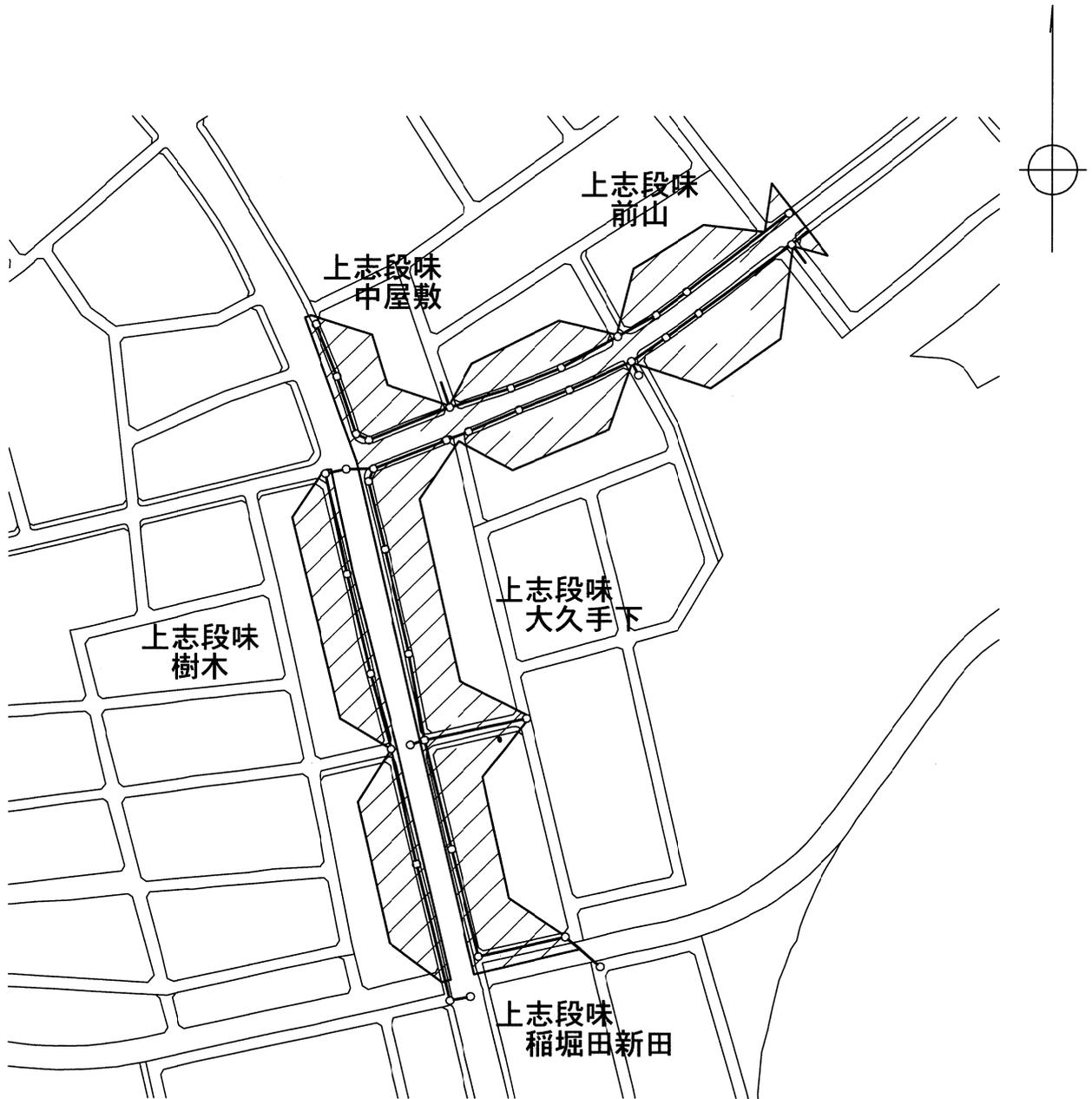
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設的位置図

守山区（分流式）No. 1



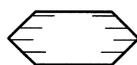
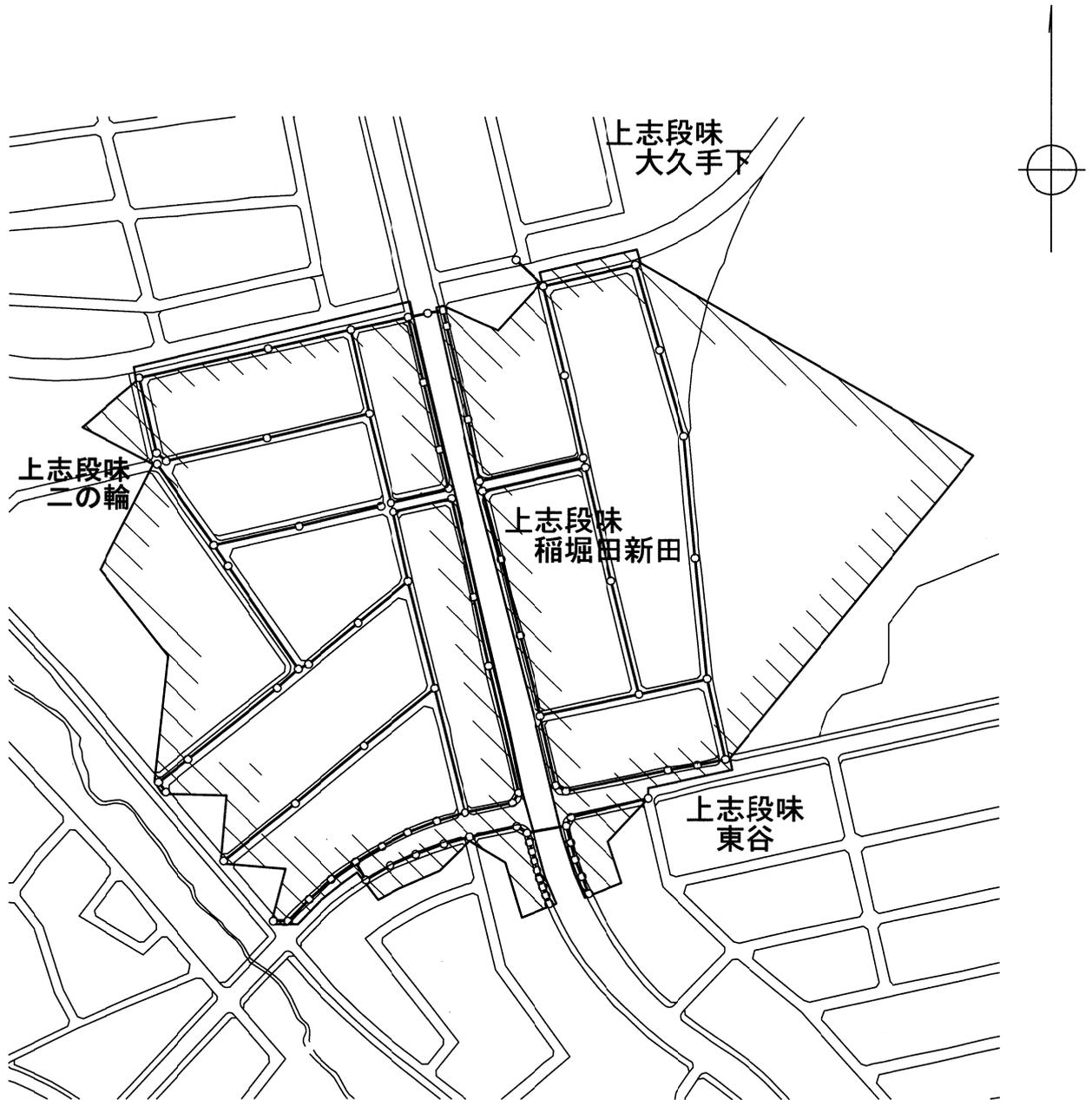
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設的位置図

守山区（分流式）No. 2



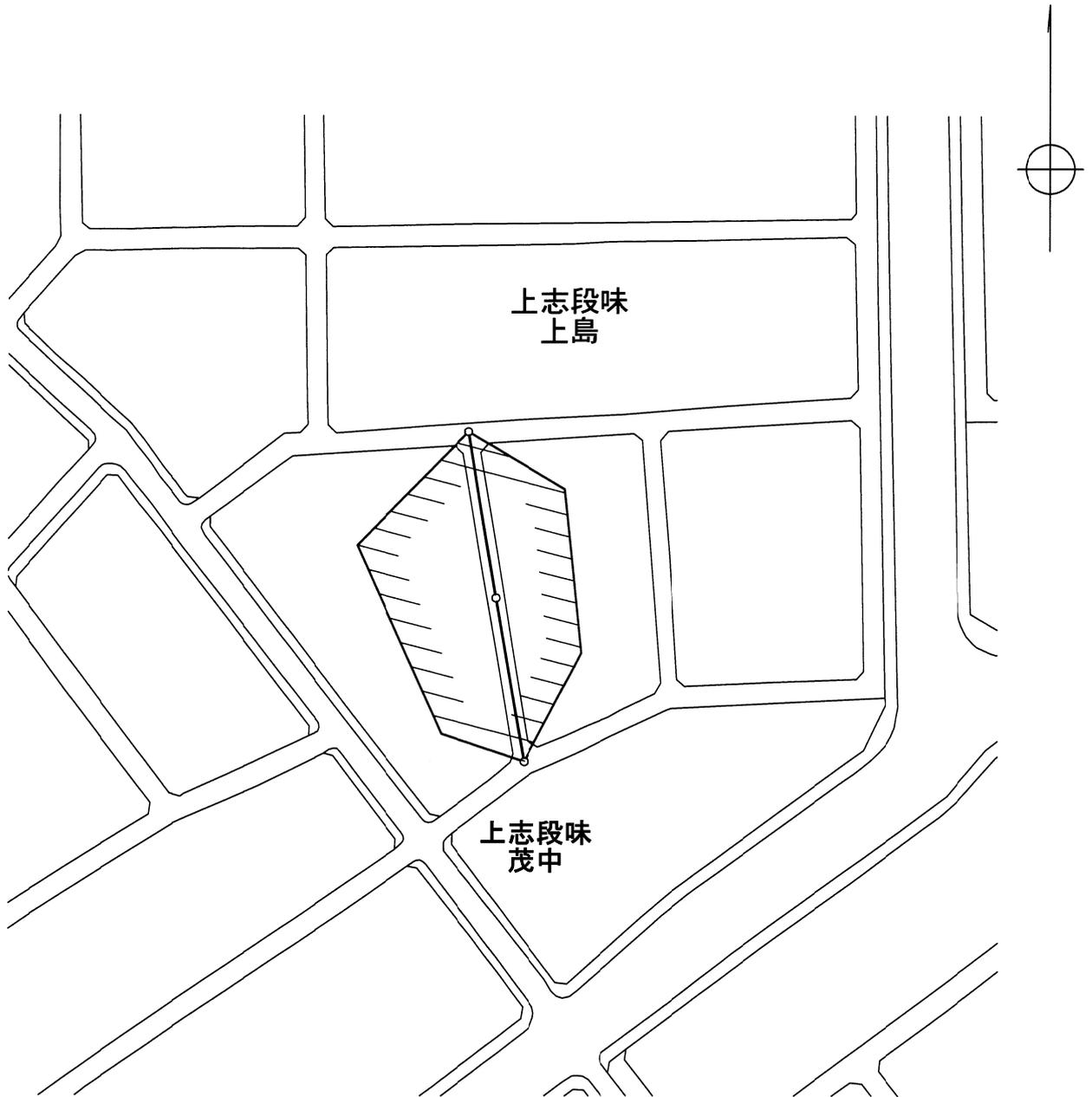
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 3



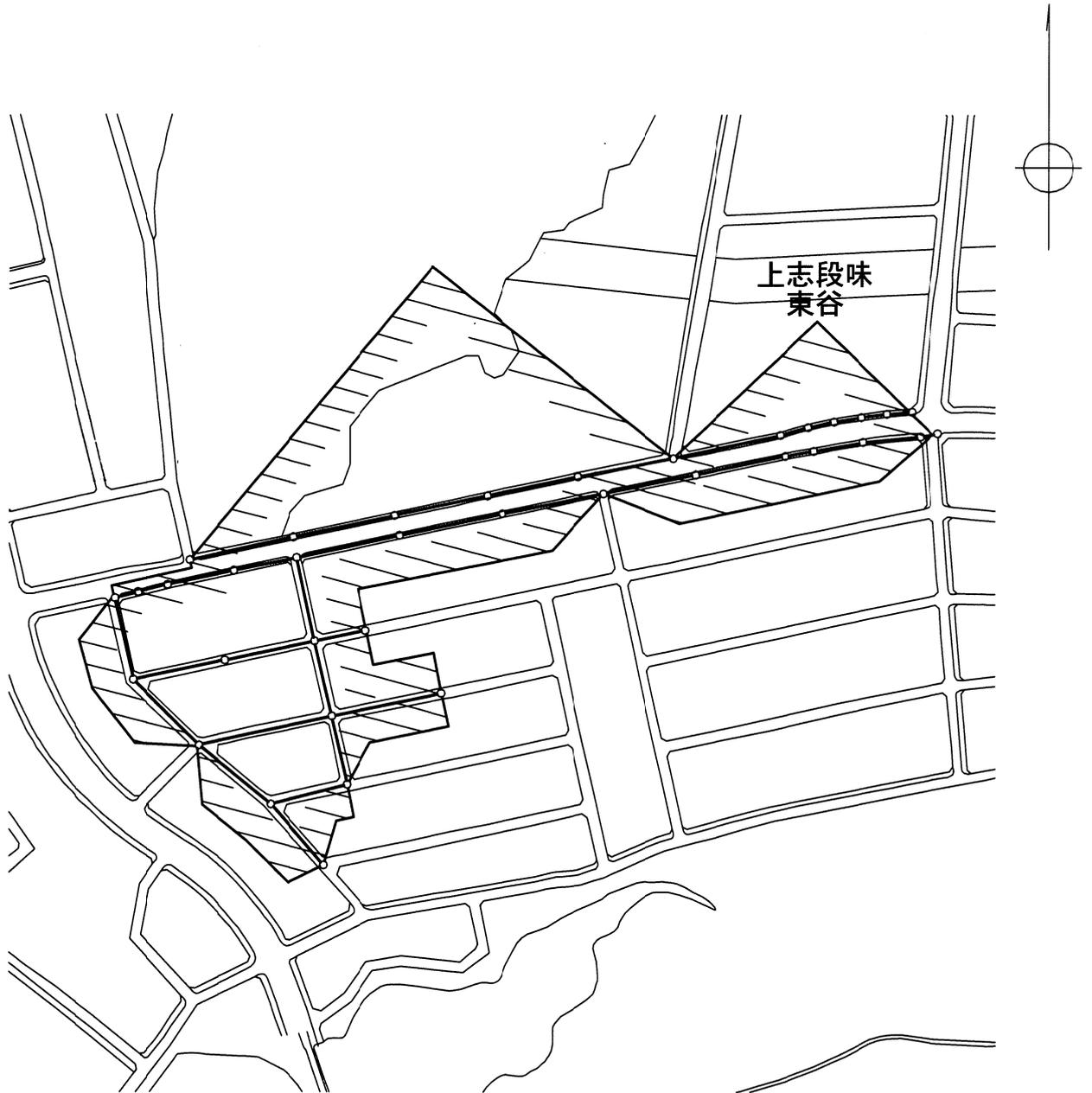
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 4



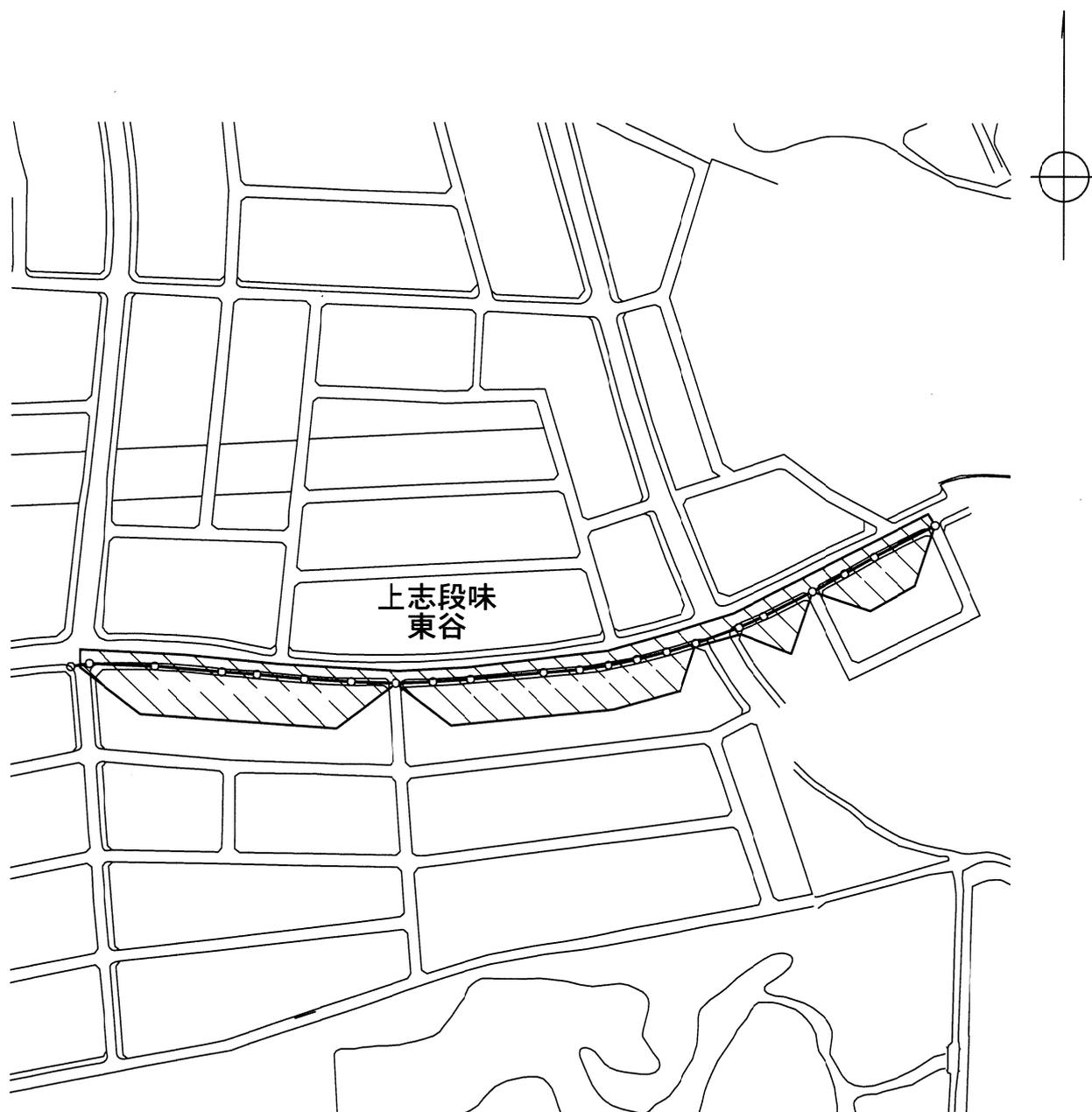
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 5



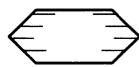
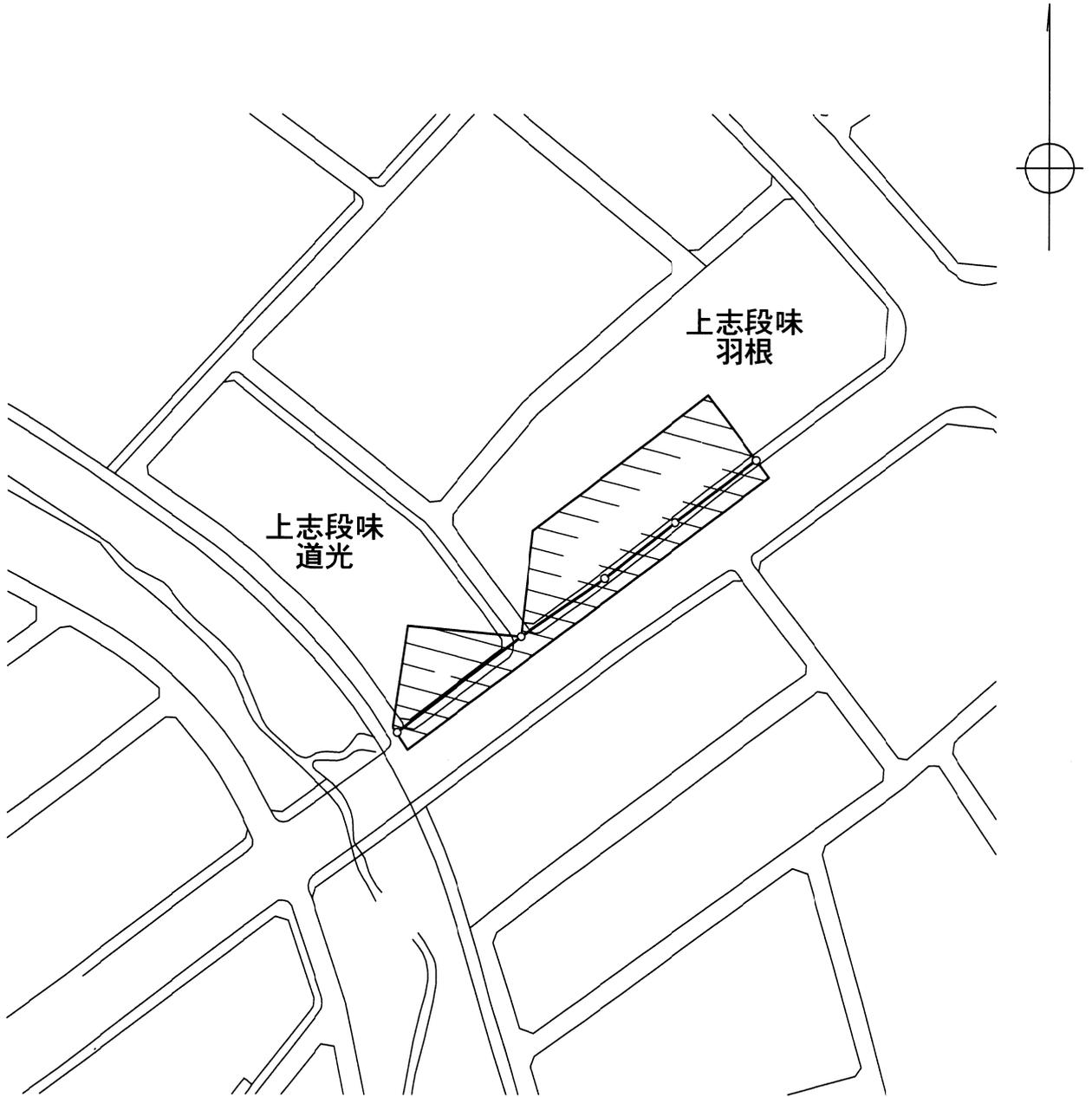
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設的位置図

守山区（分流式）No. 6



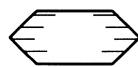
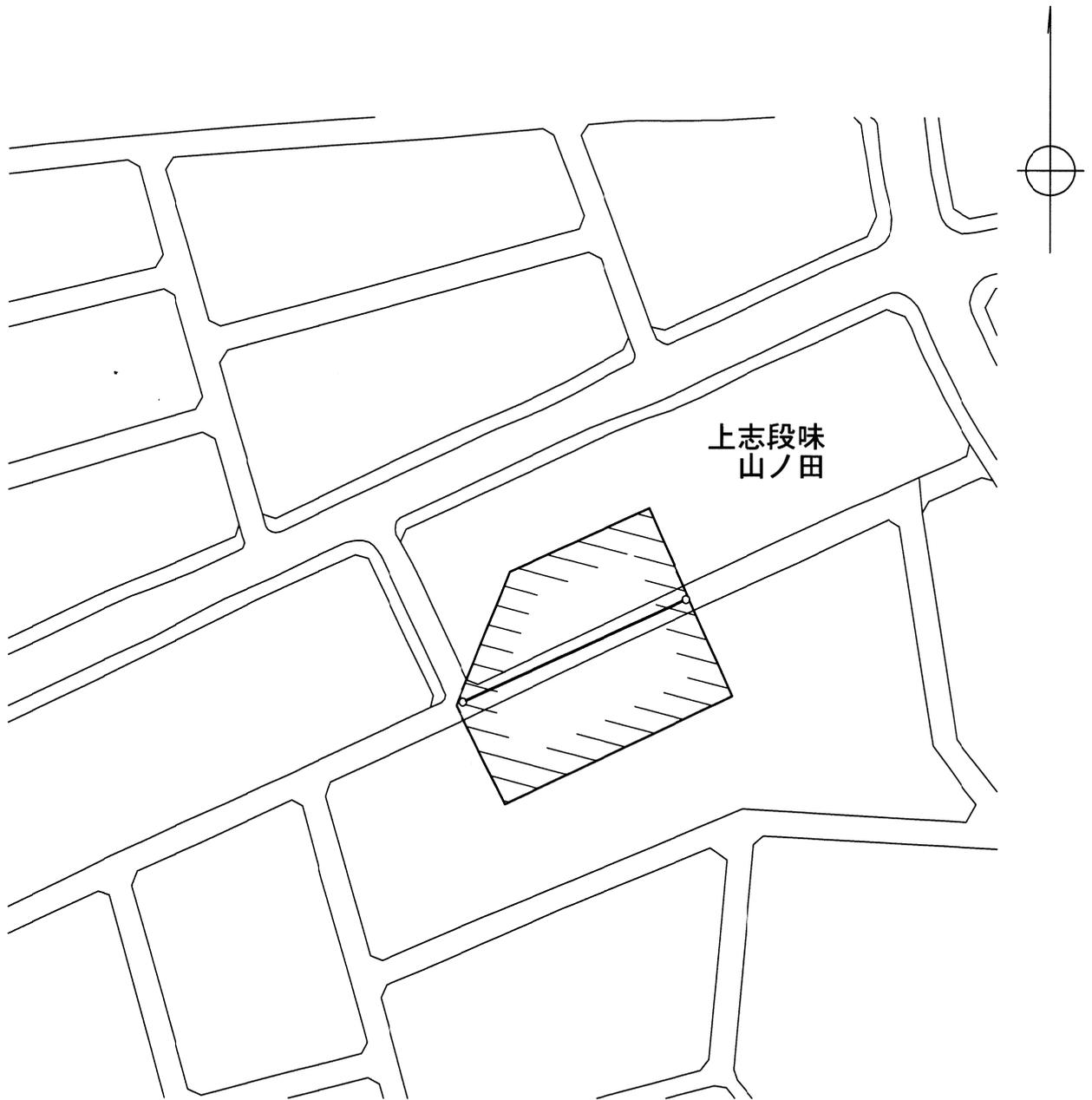
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設的位置図

守山区（分流式）No. 7



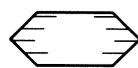
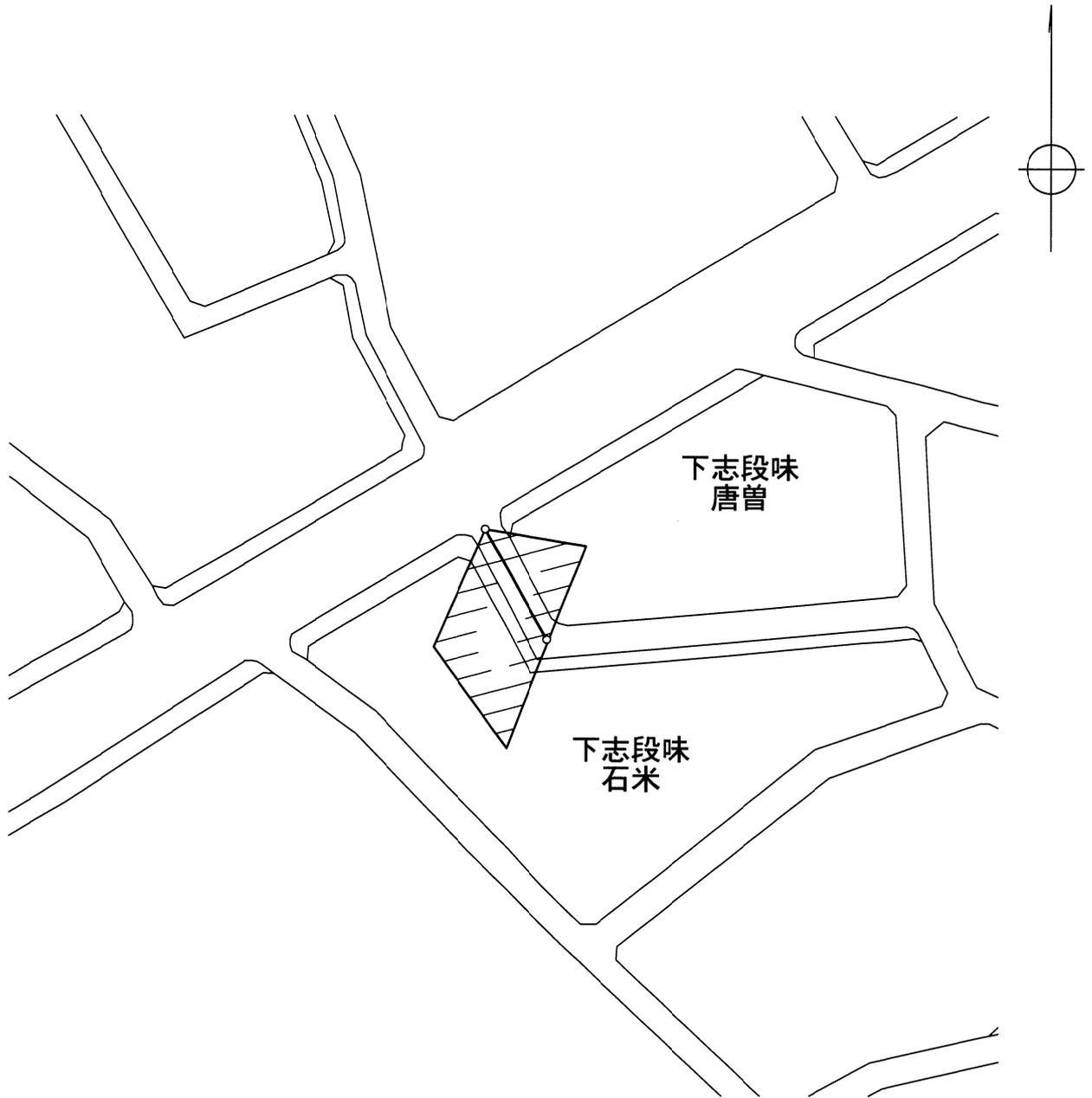
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 8



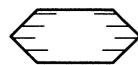
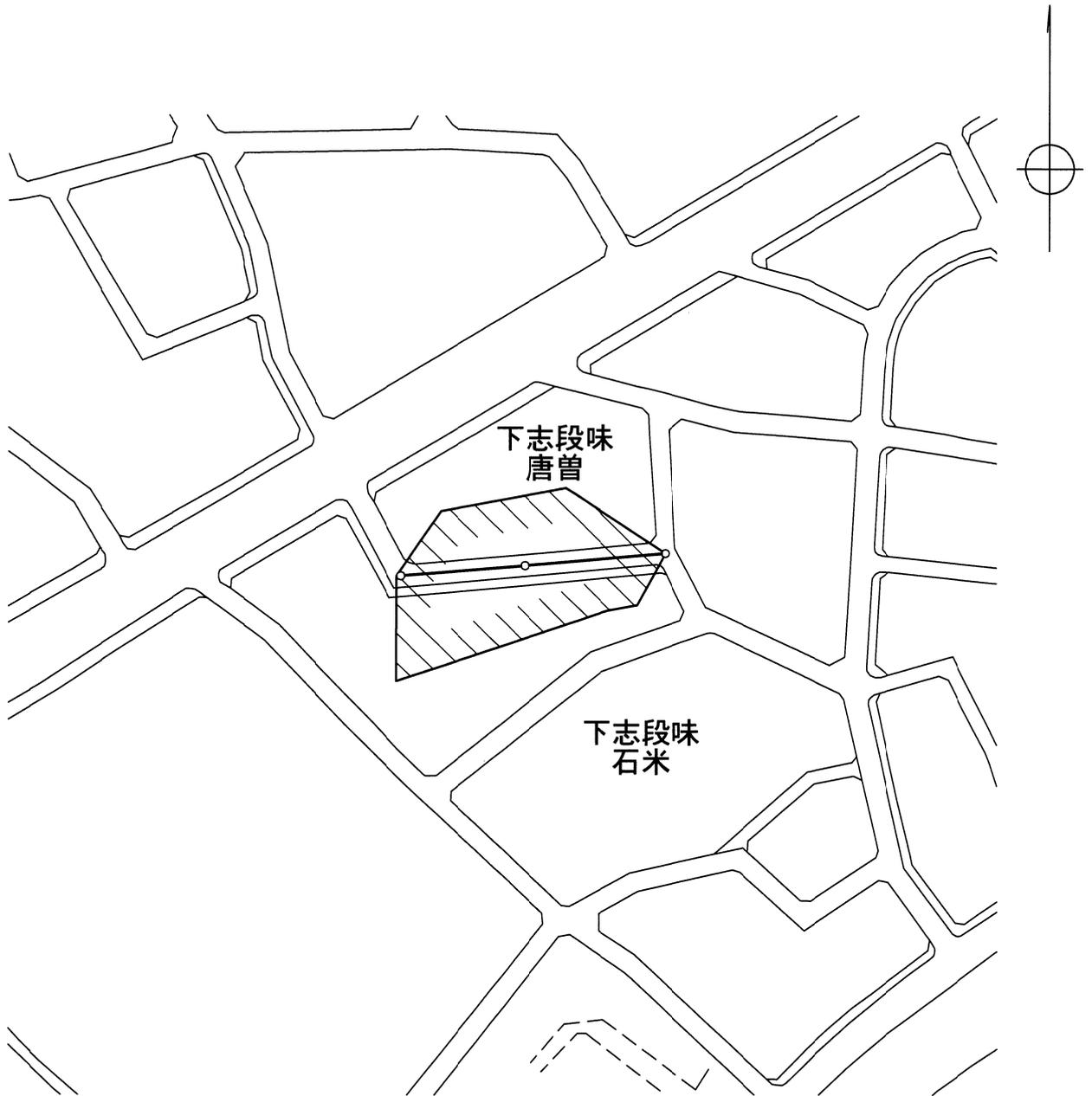
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設的位置図

守山区（分流式）No. 9



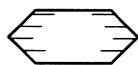
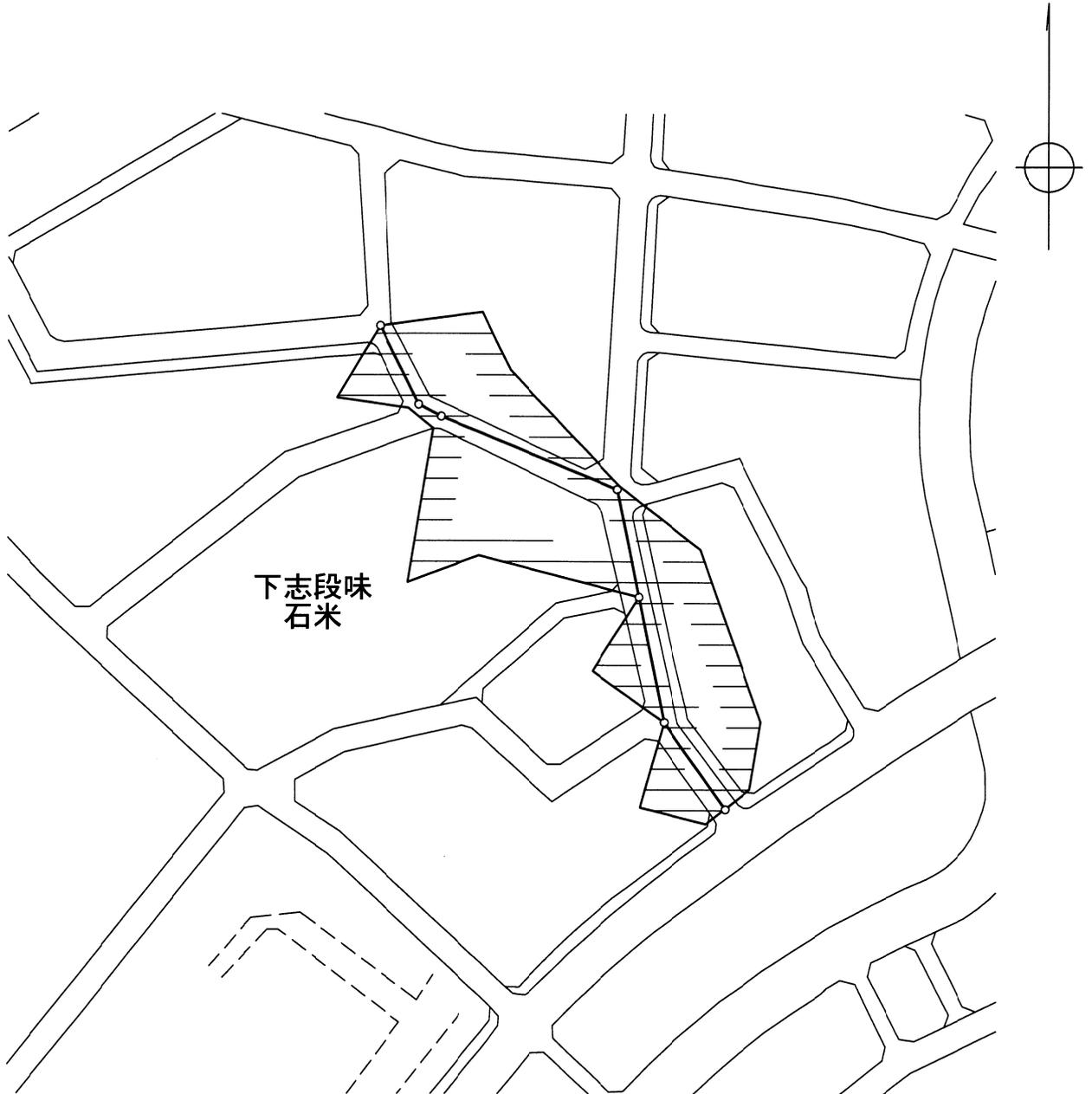
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 10



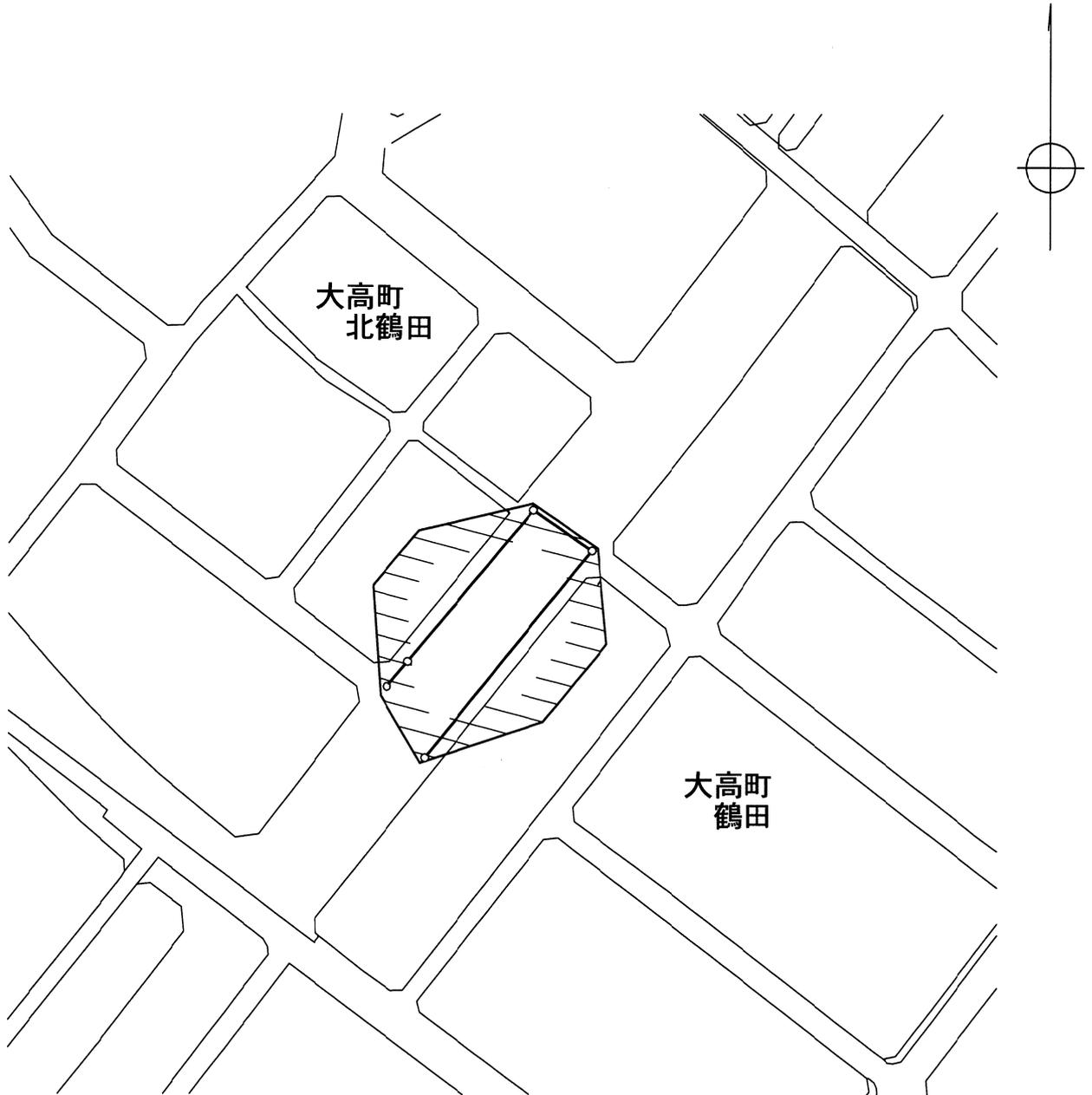
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑 区 (分流式) No. 1



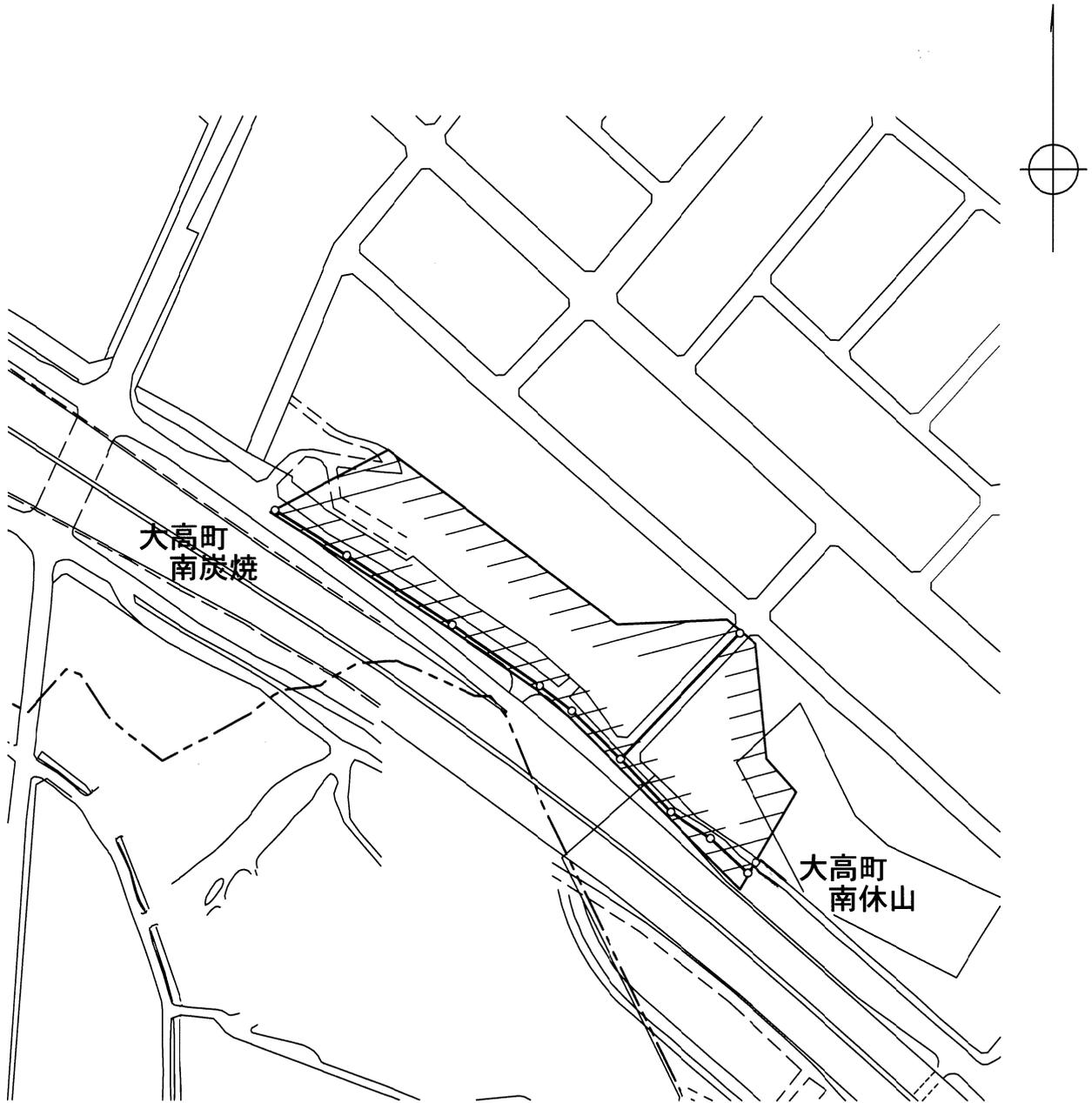
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑 区 (分流式) No. 2



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道



市 界

# 排水施設の位置図

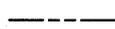
緑 区 (分流式) No. 3



供用開始区域



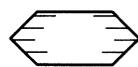
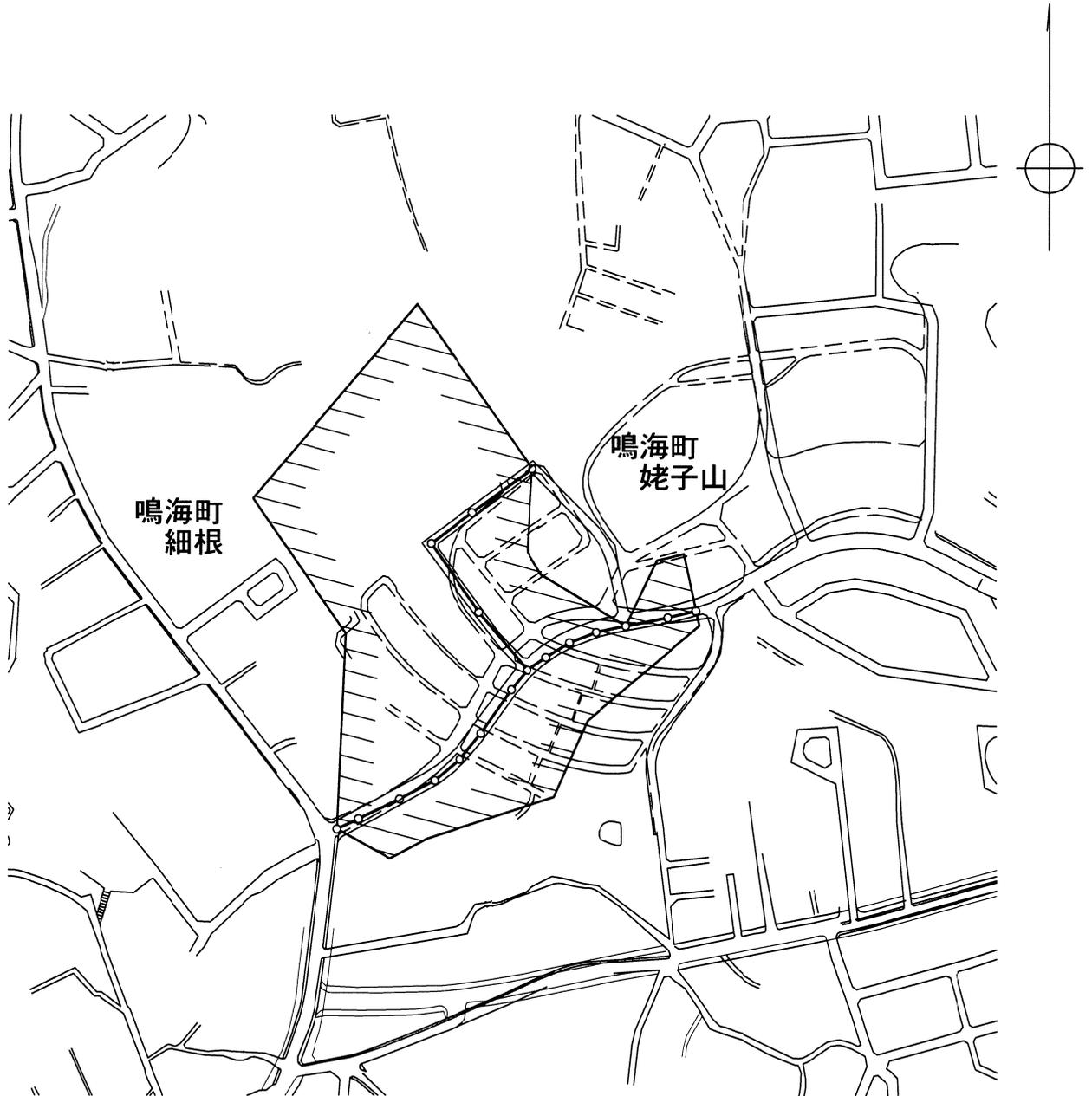
供用及び処理を開始する下水道



市 界

# 排水施設の位置図

緑 区 (分流式) No. 4



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

## 名古屋市交通局告示第14号

### 年末年始特割ドニチエコきっぷの発行について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第6項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、年末年始特割ドニチエコきっぷ（以下「特割ドニチエコきっぷ」という。）を次のように発行します。

平成22年12月13日

名古屋市交通局長 長谷川 康 夫

#### 1 料金

2,000円

#### 2 有効期間

平成22年12月18日から平成23年1月10日まで

#### 3 特割ドニチエコきっぷの内容

使用期間を限定した特割ドニチエコきっぷ（大人券）4枚を1セットとして発行します。

#### 4 発行数量

10,000セット（ただし、1人につき5セットまでの発行とします。）

#### 5 発行場所

各駅、各営業所及び分所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

#### 6 使用条件

特割ドニチエコきっぷ1枚で大人1人が有効期間内の使用可能日（ドニチエコきっぷの例によります。）1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

#### 7 発行期間

平成22年12月16日から平成23年1月10日まで

#### 8 料金の払戻し

(1) 特割ドニチエコきっぷの料金の払戻しは、未使用の乗車券4枚がセットの場合に限り取り扱い、その期間は、発行日から平成23年1月10日ま

でとします。

(2) 特割ドニチエコきっぷの料金を払い戻す場合における手数料は、4枚につき100円とします。

9 不正使用

特割ドニチエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニチエコきっぷの例によります。

10 様式 (例示)



特割ドニチエコきっぷ (大人券)

(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

平成 22 年監査公表第 9 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市職員措置請求書の提出があり、同条第 4 項の規定により監査を行いましたので、その結果を公表します。

平成 22 年 12 月 13 日

名古屋市監査委員 吉 井 信 雄  
同 久 野 峯 一

## 名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、議会解散請求の署名審査費用に係る名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

### 第 1 措置請求の概要

#### 1 請求人

森 三久

#### 2 請求書の提出日

平成 22 年 11 月 4 日

#### 3 請求の要旨

##### (1) 名古屋市議会解散請求者署名簿の審査期間延長の違憲・違法性

名古屋市選挙管理委員会委員長伊藤年一（以下「委員長」という。）及び名古屋市長河村たかし（以下「市長」という。）は、名古屋市政の政局に影響を与えることを知りながら、名古屋市議会解散請求者署名簿の審査において、地方自治法（以下「自治法」という。）第 76 条第 4 項の規定で準用する自治法第 74 条の 2 乃至自治法第 74 条の 4 の規定に違反し、成規の手続きによる署名を無効とすることを意図し、また審査に当然必要な準備を事前に十分せず、法定の期間（20 日間、以下「審査期間」という。）を長期間（20 日プラス 1 ヶ月間）に延長している。

また、主権者である名古屋市民の参政権及び意思表明を侵害する行為を、日本国憲法（以下「憲法」という。）前文及び第 15 条の規定に違反して行っている。

##### (2) 違法・不当な財務会計上の行為

この違憲・違法な審査期間の延長に要する約 3 千万円の市税（予算）がムダに使われようとしている。

##### (3) 求める措置

この審査期間の延長に要する予算の執行を即時に停止する措置及び既に執行したこの予算額に相当する金額の損害金を委員長及び（予算執行者又は予算執行委任者としての）市長が名古屋市（以下「本市」という。）へ支払う措置を請求する。

### 第 2 監査委員の除斥

三輪芳裕監査委員及び加藤一登監査委員は、自治法第 199 条の 2 の規定に基づ

き、除斥となった。

### 第3 請求の要件審査

本件は、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

平成22年11月17日に、自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人から請求の要旨を補足するために陳述を聴取した。

陳述において請求人が補足した事項は概ね次のとおりである。

- (1) 委員長が、審査期間を延長して調査を実施したこと及びその調査方法は、憲法の前文（主権在民）、第15条（公務員罷免権）、第21条（言論や表現の自由）の規定に抵触し、自治法第13条（議会解散請求権）の行使を妨害するものである。公務員である委員長は、憲法第99条（憲法の尊重・擁護の義務）の規定にも違反している。
- (2) 調査票の回答の有無、また調査票による回答内容によって、署名の有効・無効を決める目的で「署名者に調査票を郵送したこと」及び「審査基準を恣意的に変更すること」は、自治法第74条の4第1項第1号及び第2号（署名の自由の妨害）に該当する。

#### 2 監査の対象事項

本件監査請求においては、審査期間の延長に要する費用約3千万円が違法・不当な公金の支出であるかを監査対象とし、①審査期間を延長したことに違法性があるか、②審査期間を延長して実施した調査内容に違法性又は不当性があるかについて監査することとした。

なお、請求人は、名古屋市選挙管理委員会（以下「本市選挙管理委員会」という。）が本件名古屋市議会解散請求者署名簿の審査基準（以下「審査基準」という。）を恣意的に変更しているとの主張をもって自治法に違反すると補足して説明しているが、審査基準の変更の有無は、本件監査請求の対象となる財務会計行為である審査期間の延長に要する費用の支出額に影響しないと解し、監査項目から除外した。

また、請求人は、本件監査請求において、違法・不当な行為の行為者として委

員長を挙げている。本件署名簿を審査する権限を持つのは委員長が代表する本市選挙管理委員会ではなく区選挙管理委員会であるが（自治法第76条第4項で準用する自治法第74条の2第1項、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第100条で準用する施行令第98条の3第1項）、本市選挙管理委員会は、施行令第174条の48第1項の規定により区選挙管理委員会を指揮監督することとされていることから、本件監査請求においては、本市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の行為について監査をすることとした。

### 3 監査対象局

選挙管理委員会事務局及び総務局を監査対象局とし、事情聴取及び関係書類の調査を行った。

(1) 本件に対する選挙管理委員会事務局の説明は、次のとおりである。

#### ア 本件議会解散請求の経過

(ア) 平成22年8月17日に、解散請求をしようとする者（以下「請求代表者」という。）が、本市選挙管理委員会に対して名古屋市議会解散請求代表者証明書の交付申請を行った（施行令第100条で準用する施行令第91条第1項）。

(イ) 上記(ア)の交付申請を受けて、本市選挙管理委員会が、請求代表者の属する区選挙管理委員会に対して、請求代表者の選挙人名簿登録の有無を確認した（施行令第100条で準用する施行令第91条第2項）。

(ウ) 平成22年8月27日に、本市選挙管理委員会が、請求代表者に対して名古屋市議会解散請求代表者証明書を交付し、同日、その旨を告示した（施行令第100条で準用する施行令第91条第2項）。

(エ) 上記(ウ)の告示があった日から平成22年9月27日までの1ヶ月間、請求代表者及び請求代表者から署名収集の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が、署名を収集した（施行令第100条で準用する施行令第92条第4項）。なお、解散請求の署名収集を行うことができるのは、請求代表者及び受任者に限られる（施行令第100条で準用する施行令第92条第1項及び第2項）。

(オ) 上記(エ)の収集期間中に、本市選挙管理委員会が、違法と思われる署名の収集を行っているとの市民からの情報提供が多数あったことを受けて、平成22年8月31日に、委員長が、市内の有権者に対して制度の周知を図るため、法の定めに基づかない署名は無効となる旨の談話を発表した。その談話の中で、請求代表者等に適法な署名収集を呼びかけた。

(カ) 署名収集期間満了後の平成22年10月4日に、請求代表者が、各区選挙管

理委員会に対して収集した署名簿を提出し、署名簿に署名し印を押した者が選挙人名簿に登録されている者であることの証明を求めた（自治法第 76 条第 4 項で準用する自治法第 74 条の 2 第 1 項、施行令第 100 条で準用する施行令第 94 条第 1 項）。なお、各区選挙管理委員会が最終的に受理した署名簿の簿冊数及び署名数の合計は、65,190 冊、465,602 筆であった。

- (キ) 同じく平成 22 年 10 月 4 日に、本市選挙管理委員会が、各区選挙管理委員会に対して署名簿の審査基準を明確にしたものを示し、この基準を参考にした適正な審査の実施を求める通知をした。同日、委員長が、市内の有権者に対してその旨を伝える談話を発表した。
- (ク) 各区選挙管理委員会は、審査期間が満了する平成 22 年 10 月 24 日までに審査を終了すべく必要な体制を整えたうえで、平成 22 年 10 月 5 日に審査を開始した（自治法第 76 条第 4 項で準用する自治法第 74 条の 2 第 1 項）。
- (ケ) 平成 22 年 10 月 19 日に、本市選挙管理委員会が、提出された署名簿に疑義のあるものが含まれており、当該署名簿に記載された署名について全数調査を実施する必要があると判断した。
- (コ) 平成 22 年 10 月 21 日に、本市選挙管理委員会及び各区選挙管理委員会が、市・区委員長・書記長会議において、審査期間を 1 ヶ月延長し、署名者本人に対して調査を行う方針を確認した。
- (カ) 各区選挙管理委員会が、審査期間を延長して調査を実施した結果、調査票郵送 99,873 件に対して 77,080 件（77.2%）の返送があった。調査票を送付した署名のうち、回答により無効と判断された署名は、26,557 件（26.6%）であった。
- (キ) 平成 22 年 11 月 24 日に、各区選挙管理委員会が、署名の効力を決定し、翌 11 月 25 日から署名簿を縦覧に供した（自治法第 76 条第 4 項で準用する自治法第 74 条の 2 第 1 項及び第 2 項）。

#### イ 署名簿の審査期間の延長を判断した経緯

##### (7) 本件署名簿の形式

請求代表者が署名を収集する場合は、表紙の次に解散請求書又はその写及び請求代表者証明書又はその写を付した署名簿により行う必要がある（施行令第 100 条で準用する施行令第 92 条第 1 項）。

また、受任者が署名を収集する場合は、表紙の次に解散請求書又はその写及び請求代表者証明書又はその写並びに委任状（原本）を付した署名簿によ

り行う必要がある（施行令第 100 条で準用する施行令第 92 条第 2 項）。

なお、請求代表者が収集する場合の署名簿（図 1）及び受任者が収集する場合の署名簿（図 2）のいずれについても、地方自治法施行規則第 11 条第 1 項及び第 9 条第 1 項に定める様式により作製する必要がある。

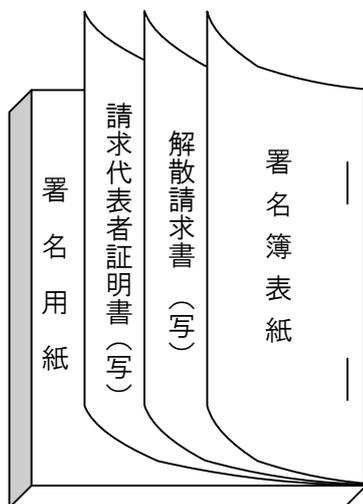


図 1: 請求代表者の形式

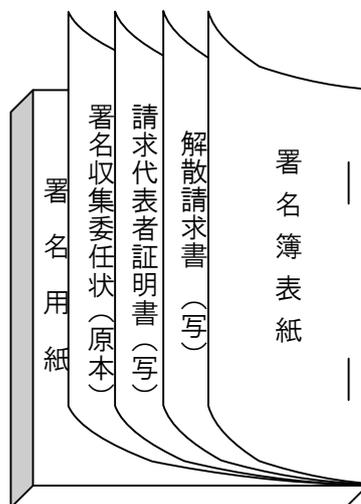


図 2: 受任者の形式

本件においては、請求代表者は、署名簿の形式として、1 枚の A3 判用紙の片面を①署名簿表紙、②解散請求書又はその写、③請求代表者証明書又はその写、④委任状（原本）とし、もう一方の片面を署名用紙とする形式（図 3）により作成した。署名簿の形式について、本市選挙管理委員会は、後に署名収集の事務局員となった者から事前に相談を受け、この形式であることのみをもって無効とすることはできないと判断し、その旨を説明した。

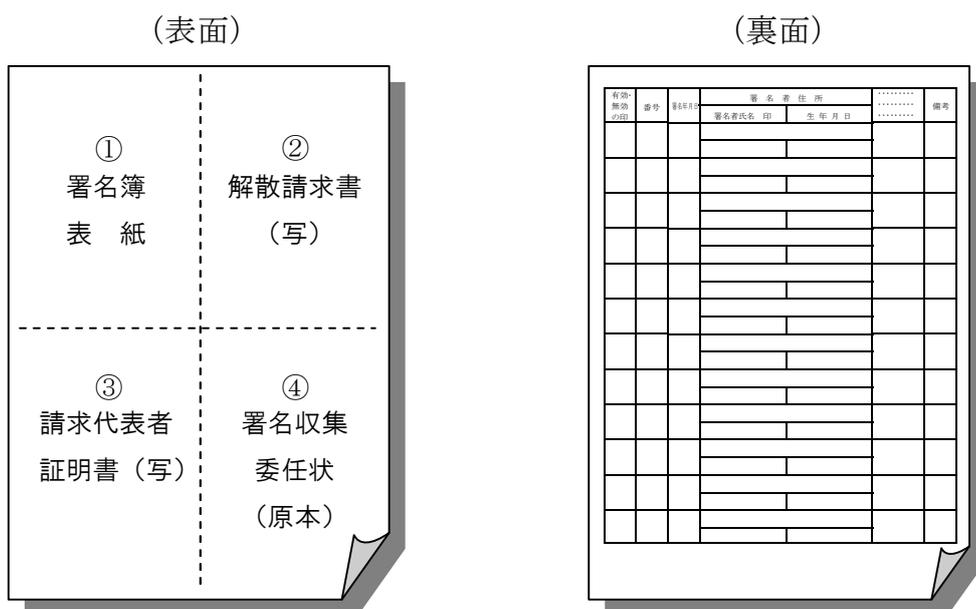


図 3: 本件請求代表者が使用した形式

(イ) 委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿

請求代表者及び受任者がいずれも図3の形式の署名簿を使用したため、各区選挙管理委員会へ提出されたすべての署名簿にはあらかじめ委任状の様式(図3の④)が印刷されているが、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がある署名簿と、受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿が混在していた。

署名簿の審査を行う過程において、各区選挙管理委員会に提出された署名簿65,190冊、署名数465,602筆のうち、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿は、推計で全体の約32%にあたる約2万冊、当該署名簿に記載された署名数は全体の約25%にあたる約11万4千筆であることが本市選挙管理委員会の集計により判明した。

(ウ) 署名簿に対する疑義

上記(イ)において判明した署名簿については、形式的にはすべて請求代表者が収集したものと判断されるものの、請求代表者は10人であることから、署名収集期間である1ヶ月間で、推計で1人あたり約2千冊、約1万1千4百筆を収集したこととなり、一般常識として現実的に可能かという疑義が生じた。また、署名収集期間中においては、請求代表者又は受任者以外の者が署名を求めている事例や、受任者が収集する場合でも委任状に住所、氏名を記載せずに署名を求めている事例などの不適切な署名収集の情報が市民から約100件寄せられていることから、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿の中に、請求代表者が収集したものではない署名簿が混在している可能性もあり、これらを法に定める手続きにより収集された署名簿として有効とすべきかどうか、疑義が生じた。

(エ) 審査期間の延長の判断

以上のことから、各区選挙管理委員会には公正かつ中立に署名審査を行う責務があり、こうした状況を看過して形式審査にとどめることは、十分な審査を行ったとは言えないものであるため、本市選挙管理委員会は、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿に記載された署名について、全数調査を実施する必要があると判断した。また、対象となる署名簿に記載された署名数が約11万4千筆と非常に多数であるため、1ヶ月の期間が必要であると判断し、市・区委員長・書記長会議において、審査期間を1ヶ月間延長し、署名者本人に対して調査を行う方針を確認した。

ウ 審査期間を延長して実施した調査の方法

委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿に記載された署名約11万4千筆について、全数調査を実施することとした。

該当する署名者に調査票を送付し、返送された回答の内容により署名の有効・無効を判断することとなった。

送付する調査票は、①自身で署名したかどうか、②どのように署名を求められたか、③誰から署名を求められたか、との質問に対して、それぞれあらかじめ示されている選択肢の中から該当する項目を選んで回答するものであった。

対象となる署名数が非常に多数であるため、1ヶ月の期間をかけて調査を実施することとなった。

#### エ 署名簿の審査期間の延長に要する経費の支出

当初の予算にはない経費の支出であるため、選挙管理委員会事務局が、選挙管理委員会の予算を所管する総務局へ、署名簿の審査期間の延長に要する経費の明細書を提出し、予算措置を要求した。

認められた予算 30,069 千円のうち、11,761 千円を配当替えして各区役所で執行（自治法第 180 条の 3 及び各区選挙管理委員会規程により書記長等に充てられた各区総務課長等が市長の補助職員として執行）し、残りの 18,308 千円を選挙管理委員会事務局で執行（自治法第 180 条の 2 及び副市長以下代決規程第 14 条により選挙管理委員会事務局長が市長の補助執行として執行）することとなった。

(2) 本件に対する総務局の説明は、次のとおりである。

#### ア 署名簿の審査期間の延長に要する経費の予算措置

選挙管理委員会事務局からの予算措置の要求を受けて、予算規則及び関係規程の定めに従い、予備費の充当及び歳出予算の流用による必要な予算措置を行った。

### 4 監査委員が認定した事実

#### (1) 自治法の規定

自治法第 76 条第 1 項では、選挙権を有する者の総数が 40 万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数以上の者の連署をもって、「その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。」と規定して、住民が市議会の解散を請求する権利を認めている。

請求代表者が署名簿を選挙管理委員会に提出して証明を求めた場合においては、自治法第 76 条第 4 項で準用する自治法第 74 条の 2 第 1 項で、「当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。」と規定して、署名の審査を行う期間を 20 日以内としている。

また、自治法第 76 条第 4 項で準用する自治法第 74 条の 3 第 1 項では、署名が無効となる場合について、「一 法令の定める成規の手続によらない署名 二 何人であるかを確認し難い署名」と規定している。

(2) 本市選挙管理委員会が疑義をもった署名簿

各区選挙管理委員会に提出された署名簿65,190冊、署名数465,602筆のうち、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿は全体の約32%にあたる20,768冊、当該署名簿に記載された署名数は全体の約25%にあたる114,805筆であった。

(3) 不適切な署名収集にかかる市民からの情報提供

本市選挙管理委員会から提出された市民からの情報提供にかかる資料（記録簿、ファクシミリ、電子メールなど）により、本市選挙管理委員会には、以下のような不適切な署名収集の情報が市民から多数寄せられていることが認められた。

ア 請求代表者又は受任者以外の者が署名を求めている

イ 受任者が収集する場合であっても、委任状に受任者の氏名及び住所が記載されていない署名簿で署名を求めている

ウ 回覧により署名を求めている

エ 郵便受けに署名簿を入れ、署名を求めている

オ マンションの掲示板に署名簿を掲示し、署名を求めている

カ 店舗に署名簿を据え置き、署名を求めている

キ 受任者が居住区以外の区民の署名を求めている

ク 受任者になる申出をしていないにもかかわらず、署名簿等が送付されてきた

ケ 受任者でないにもかかわらず、署名を集めるよう求められた

コ 家族の分の署名を書くように求めている など

(4) 本市選挙管理委員会における議論

本市選挙管理委員会から提出された会議録及び選挙管理委員会事務局への事情聴取から、審査期間の延長を決定するうえで、各委員の間で事務局を交え、議論を重ねていたことが確認された。

(5) 審査期間を延長して実施した調査の内容

本市選挙管理委員会から提出された、審査期間を延長して実施した調査に使用した調査票によると、調査の内容は、①自身で署名したかどうか、②どのように署名を求められたか、③誰から署名を求められたか、との質問に対して、それぞれあらかじめ示されている選択肢の中から該当する項目を選んで回答するものであった。

## 5 監査委員の判断

(1) 直接請求制度の趣旨

そもそも本件の市議会の解散請求のような直接請求権は、住民自治の原理に

基づいて地方公共団体に属する住民が発動する基本的権利であるが、もともと地方公共団体の議会の議員及び長は住民自らが選挙したものである以上、選挙の結果に基づく地方自治行政の運営の良否は、結局住民自身の責に帰せられるべきものといえる。この点から、直接請求権の行使は無条件に許されるべきではないとして、一定の制限が設けられているものであり、その仕組みはそれらの趣旨を反映したものとなっている。

直接請求権は、個々の住民の単独の権利ではなく、住民多数の意思の合致する請求によってはじめて成立するものであり、そのため、署名を収集する住民には、署名簿により、住民の連署を求め、その収集にあたっては署名者の意思が同一であることを担保するために請求代表者の氏名の記載、押印、請求の要旨を記載した請求書の添付が必要などといった一定の制約が課されている。

また、前記4(1)のとおり、法令の定める成規の手続きによらない署名及び何人であるかを確認しがたい署名は無効とされていることから、署名の効力の証明を求められる選挙管理委員会には、署名簿に記載された署名が、選挙人名簿に登録された者であることの確認のみならず、その署名が法令の定める成規の手続きによる署名であるか否かの判断までもが求められているのである。

## (2) 審査期間の延長が違法であるかどうか

本件で監査の対象事項となっている審査期間については、前記4(1)のとおり、自治法により20日以内と規定されているが、行政事例（昭和27年11月18日行政事例）によると、その規定は、いわゆる訓示的効力を有するにとどまり、その期間を経過しても当該署名簿の効力に影響を及ぼすものではないと解されている。

また、本件議会解散請求に関して提出された、仮の義務付け申立て事件に対し、名古屋地方裁判所（以下「名古屋地裁」という。）においては、「この20日の期間は、当該署名活動が行われた地方公共団体の規模や必要とされる署名数の多寡を問わず一律に決められている上、上記のとおり、選挙管理委員会は、署名が法令の定める成規の手続きによるものか否かについて実質的な判断義務を負い、そのために必要な調査をすることができる」と解されることに照らせば、上記20日の審査期間は、延長することができない期間と理解するのは相当でなく、その期間を定めた規定は、訓示規定と解するのが相当である。」と判示されている（平成22年11月19日名古屋地裁決定）。

さらに、同決定では、本件特有の理由として、署名収集期間中、本市選挙管理委員会に寄せられた数々の不適切な署名収集の情報や、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿の数が合計約2万冊、当該署名簿に記載された署名数が合計約11万筆あったことから、請求代表者1人当たり約2千冊、約1万1千4百筆の署名を集めることが可能か、などと本市選挙管理委員会が疑問を抱いたことを取り上げ、それらが、その署名の効力を判断するために、更なる審査が必要であるとして本市選挙管理委員会が審査期間を延長したことの合

理的な理由となると述べている。

監査委員は本件監査において、本市選挙管理委員会から提出された関係書類及び本市選挙管理委員会の会議録、選挙管理委員会事務局への事情聴取、区選挙管理委員会への実地調査により、署名収集期間中に本市選挙管理委員会に寄せられた不適切な署名収集の情報、期間延長に至るまでの本市選挙管理委員会における議論の経緯、実際に提出された署名簿の一部を確認したが、上記の署名収集方法に疑義を抱いたという本市選挙管理委員会の主張が恣意的に作られたものや特に誇張されたものとは認められず、それらが審査期間延長に関する合理的な理由となると認めた上記名古屋地裁の判断に照らしても、本件審査期間の延長が法令に違反するものとは認められない。

### (3) 調査内容が違法又は不当であるかどうか

調査票の質問内容は前記4(5)のとおりであるが、その調査の趣旨が、上記(2)のとおり署名収集活動により提出された署名簿に記載された署名の有効性についての審査であることを考慮すると、疑義のある署名者すべてに調査票を送付したことや、その調査票の内容が署名の自書の有無や署名したときの状況を選択枝の中から尋ねるものであることなど、いずれも客観的な事実を聞くための行為に過ぎず、請求人が主張するように、必ずしも成規の手続きによる署名を無効とすることを意図した調査とは認められない。

また、同様の理由で、請求人の当該調査が憲法の主権在民、公務員罷免権及び言論や表現の自由の規定に抵触し、自治法上の議会解散請求権の行使を妨害するという主張は認められない。

なお、その調査票の返送割合が、審査期間最終日(11月24日)現在で77.2%と比較的高率であったことから、相当数の当該署名者の意思確認の機会となったことが認められ、また、返送された調査票の中で署名を自書しなかったと回答された調査票が922件あったことなどから、本市選挙管理委員会が行った調査も、結果として、一定の意味があったと認められる。

## 第5 監査の結果

### 結 論

以上述べたとおり、請求人の主張には理由がなく、措置する必要は認められない。

なお、本件のように、議会解散を求め36万人を超える有効署名を要件とする直接請求がなされたのは、本市においては無論のこと、政令指定都市全体でも初めてのことであり、このため市民やマスメディアの関心もひとときわ高く、連日報道されるような希少な事例となったものである。

このように全国的に見ても大変珍しい事例であり、これだけ大量の署名が短期間で集まるかどうか、その動向を注視していたところであるが、実際に集まった署名数の多さをみて、改めて市民の関心が高いことを認識した。

ところで、直接請求制度は、間接民主主義の弱点を補強し、住民自治の徹底を図るため、住民の基本的権利として自治法制定当初から認められているものである。一方、長の解職請求や本件のような議会の解散請求の場合は、そもそも住民の直接選挙により一旦選任された者を解職しようとするものでもあり、濫用等を防止するため様々な要件を定め一定の制限を課している。

本制度を手続きの面からみると、自治法制定以来 60 年以上を経過した今日までほとんど改正されておらず、わずかに平成 14 年の改正において、有権者数が 40 万人を超える地方公共団体における、必要署名数の緩和規定が設けられたものの、制度の基本的な部分の見直しがされないままとなっているのが現状である。そのため本市のような人口 200 万人規模の都市の場合も、5 万人の都市も手続き的にはほとんど変わらず、大都市において本件のような直接請求を行おうとした場合、かなりハードルが高いものとなるなど大都市の実態とは乖離した制度となっている。また、法令上、事務処理等についても明確に定められていない部分があるため、古い通達等に頼る他ないような実情であり、本件のような事例をほとんど想定していないのではないかと思われる。

こうした状況のなか、1 ヶ月という短期間で大量の署名を収集しなければならなかった市民側においても、またこれを審査する選挙管理委員会側においても、様々な場面で当惑や苦労があったであろうことは容易に推察できる。

本件審査にあたっては、これら制度の趣旨や実態等も踏まえ、公正・中立の立場で監査を行ったものであるが、前述したように、現行の直接請求制度自体が、大都市における住民意思を反映させにくいものとなっており、問題が多いと言わざるを得ない。

国において、見直しの検討が進められているとの情報もあるが、今回の事例を貴重な教訓として、住民の意思がより一層行政運営に生かされるよう、新たな制度構築に向け、関係者が努力されることを、強く望むものである。

(別添)

## 名古屋市職員措置請求書

名古屋市選挙管理委員会委員長伊藤年一及び名古屋市長河村たかしに関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

名古屋市選挙管理委員会委員長伊藤年一及び(予算執行者又は予算執行委任者としての)名古屋市長河村たかしは、名古屋市政の政局に影響を与える事を知りながら、名古屋市議会解散請求者署名簿の審査において、地方自治法第76条第4項の規定で準用する同法第74条の2乃至同法第74条の4の規定に違反し、成規の手続きによる署名を無効とすることを意図し、また審査に当然必要な準備を事前に十分せず法定の期間(20日間)を長期間(20日プラス1ヶ月間)に延長し、主権者である名古屋市民の参政権及び意思表示を侵害する行為を、日本国憲法前文及び第15条の規定に違反して行っている。

この違憲・違法な審査に要する約3千万円の市税(予算)がムダに使われようとしている。したがって、この審査の予算の執行を即時に停止する措置および既に執行したこの審査の予算額に相当する金額の損害金を名古屋市選挙管理委員会委員長伊藤年一及び(予算執行者又は予算執行委任者としての)名古屋市長河村たかしが名古屋市へ支払う措置を請求します。

### 2 請求者

氏名 森 三久

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実関係証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成22年11月4日

名古屋市監査委員様

(添付書類)

事実関係証明書

平成22年11月4日付の名古屋市職員措置要求書の請求要旨の補足と説明

(注) 請求人の住所及び職業並びに添付書類については省略した。

## 名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、選挙管理委員会の追加審査費用に係る名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

### 第 1 措置請求の概要

#### 1 請求人

太田 敏光

#### 2 請求書の提出日

平成 22 年 11 月 8 日

#### 3 請求の要旨

##### (1) 違法・不当な財務会計行為

名古屋市選挙管理委員会委員長伊藤年一（以下「委員長」という。）が、2010 年 11 月に、地方自治法（以下「自治法」という。）で規定する議会解散請求にかかる署名の審査期間 20 日以内に違反して、名古屋市議会解散請求にかかる署名の審査期間を延長して実施するために選挙管理委員会費を追加している。

##### (2) 市の損害

審査期間の延長に必要な 3,006 万 9,000 円が市の損害である。

##### (3) 求める措置

よって、委員長に対して損害の弁済を求める。

### 第 2 監査委員の除斥

三輪芳裕監査委員及び加藤一登監査委員は、自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、除斥となった。

### 第 3 請求の要件審査

本件は、自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

### 第 4 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

平成 22 年 11 月 17 日に、自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人から

請求の要旨を補足するために陳述を聴取した。

陳述において、新たな違法・不当事由及び求める措置の追加はなかったが、次のような趣旨の意見が述べられた。

- (1) 自治法で定められた署名の審査期間の 20 日について、訓示的と言う学者もいるが、数字を入れた以上は訓示的ではない。

## 2 監査の対象事項

本件監査請求においては、審査期間の延長に要する費用 3,006 万 9,000 円について、審査期間の延長が自治法の規定に違反していることから、違法・不当な公金の支出となるかを監査対象とした。

また、請求人は、本件監査請求において、違法・不当な行為の行為者として委員長を挙げている。本件署名簿を審査する権限を持つのは委員長が代表する本市選挙管理委員会ではなく区選挙管理委員会であるが（自治法第 76 条第 4 項で準用する自治法第 74 条の 2 第 1 項、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 100 条で準用する施行令第 98 条の 3 第 1 項）、本市選挙管理委員会は、施行令第 174 条の 48 第 1 項の規定により区選挙管理委員会を指揮監督することとされていることから、本件監査請求においては、本市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の行為について監査をすることとした。

## 3 監査対象局

選挙管理委員会事務局及び総務局を監査対象局とし、事情聴取及び関係書類の調査を行った。

- (1) 本件に対する選挙管理委員会事務局の説明は、次のとおりである。

### ア 本件議会解散請求の経過

(ア) 平成 22 年 8 月 17 日に、解散請求をしようとする者（以下「請求代表者」という。）が、本市選挙管理委員会に対して名古屋市議会解散請求代表者証明書の交付申請を行った（施行令第 100 条で準用する施行令第 91 条第 1 項）。

(イ) 上記(ア)の交付申請を受けて、本市選挙管理委員会が、請求代表者の属する区選挙管理委員会に対して、請求代表者の選挙人名簿登録の有無を確認した（施行令第 100 条で準用する施行令第 91 条第 2 項）。

(ウ) 平成 22 年 8 月 27 日に、本市選挙管理委員会が、請求代表者に対して名古屋市議会解散請求代表者証明書を交付し、同日、その旨を告示した（施行令第 100 条で準用する施行令第 91 条第 2 項）。

- (エ) 上記(ウ)の告示があった日から平成22年9月27日までの1ヶ月間、請求代表者及び請求代表者から署名収集の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が、署名を収集した（施行令第100条で準用する施行令第92条第4項）。なお、解散請求の署名収集を行うことができるのは、請求代表者及び受任者に限られる（施行令第100条で準用する施行令第92条第1項及び第2項）。
- (オ) 上記(エ)の収集期間中に、本市選挙管理委員会が、違法と思われる署名の収集を行っているとの市民からの情報提供が多数あったことを受けて、平成22年8月31日に、委員長が、市内の有権者に対して制度の周知を図るため、法の定めに基づかない署名は無効となる旨の談話を発表した。その談話の中で、請求代表者等に適法な署名収集を呼びかけた。
- (カ) 署名収集期間満了後の平成22年10月4日に、請求代表者が、各区選挙管理委員会に対して収集した署名簿を提出し、署名簿に署名し印を押した者が選挙人名簿に登録されている者であることの証明を求めた（自治法第76条第4項で準用する自治法第74条の2第1項、施行令第100条で準用する施行令第94条第1項）。なお、各区選挙管理委員会が最終的に受理した署名簿の簿冊数及び署名数の合計は、65,190冊、465,602筆であった。
- (キ) 同じく平成22年10月4日に、本市選挙管理委員会が、各区選挙管理委員会に対して署名簿の審査基準を明確にしたものを示し、この基準を参考にした適正な審査の実施を求める通知をした。同日、委員長が、市内の有権者に対してその旨を伝える談話を発表した。
- (ク) 各区選挙管理委員会は、審査期間が満了する平成22年10月24日までに審査を終了すべく必要な体制を整えたうえで、平成22年10月5日に審査を開始した（自治法第76条第4項で準用する自治法第74条の2第1項）。
- (ケ) 平成22年10月19日に、本市選挙管理委員会が、提出された署名簿に疑義のあるものが含まれており、当該署名簿に記載された署名について全数調査を実施する必要があると判断した。
- (コ) 平成22年10月21日に、本市選挙管理委員会及び各区選挙管理委員会が、市・区委員長・書記長会議において、審査期間を1ヶ月延長し、署名者本人に対して調査を行う方針を確認した。
- (カ) 各区選挙管理委員会が、審査期間を延長して調査を実施した結果、調査票郵送99,873件に対して77,080件（77.2%）の返送があった。調査票を送付した署名のうち、回答により無効と判断された署名は、26,557件（26.6%）

であった。

- (シ) 平成 22 年 11 月 24 日に、各区選挙管理委員会が、署名の効力を決定し、翌 11 月 25 日から署名簿を縦覧に供した（自治法第 76 条第 4 項で準用する自治法第 74 条の 2 第 1 項及び第 2 項）。

イ 署名簿の審査期間の延長を判断した経緯

(ア) 本件署名簿の形式

請求代表者が署名を収集する場合は、表紙の次に解散請求書又はその写及び請求代表者証明書又はその写を付した署名簿により行う必要がある（施行令第 100 条で準用する施行令第 92 条第 1 項）。

また、受任者が署名を収集する場合は、表紙の次に解散請求書又はその写及び請求代表者証明書又はその写並びに委任状（原本）を付した署名簿により行う必要がある（施行令第 100 条で準用する施行令第 92 条第 2 項）。

なお、請求代表者が収集する場合の署名簿（図 1）及び受任者が収集する場合の署名簿（図 2）のいずれについても、地方自治法施行規則第 11 条第 1 項及び第 9 条第 1 項に定める様式により作製する必要がある。

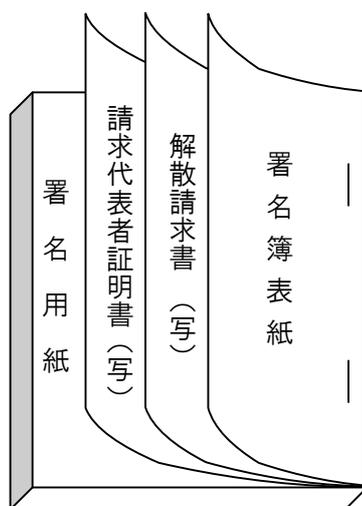


図 1: 請求代表者の形式

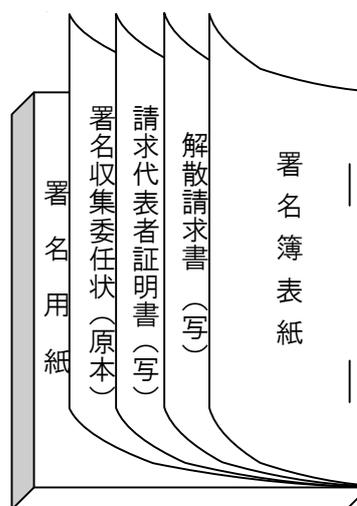


図 2: 受任者の形式

本件においては、請求代表者は、署名簿の形式として、1 枚の A3 判用紙の片面を①署名簿表紙、②解散請求書又はその写、③請求代表者証明書又はその写、④委任状（原本）とし、もう一方の片面を署名用紙とする形式（図 3）により作成した。署名簿の形式について、本市選挙管理委員会は、後に署名収集の事務局員となった者から事前に相談を受け、この形式であることのみをもって無効とすることはできないと判断し、その旨を説明した。



(エ) 審査期間の延長の判断

以上のことから、各区選挙管理委員会には公正かつ中立に署名審査を行う責務があり、こうした状況を看過して形式審査にとどめることは、十分な審査を行ったとは言えないものであるため、本市選挙管理委員会は、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿に記載された署名について、全数調査を実施する必要があると判断した。また、対象となる署名簿に記載された署名数が約 11 万 4 千筆と非常に多数であるため、1 ヶ月の期間が必要であると判断し、市・区委員長・書記長会議において、審査期間を 1 ヶ月間延長し、署名者本人に対して調査を行う方針を確認した。

ウ 審査期間を延長して実施した調査の方法

委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿に記載された署名約 11 万 4 千筆について、全数調査を実施することとした。

該当する署名者に調査票を送付し、返送された回答の内容により署名の有効・無効を判断することとなった。

送付する調査票は、①自身で署名したかどうか、②どのように署名を求められたか、③誰から署名を求められたか、との質問に対して、それぞれあらかじめ示されている選択肢の中から該当する項目を選んで回答するものであった。

対象となる署名数が非常に多数であるため、1 ヶ月の期間をかけて調査を実施することとなった。

エ 署名簿の審査期間の延長に要する経費の支出

当初の予算にはない経費の支出であるため、選挙管理委員会事務局が、選挙管理委員会の予算を所管する総務局へ、署名簿の審査期間の延長に要する経費の明細書を提出し、予算措置を要求した。

認められた予算 30,069 千円のうち、11,761 千円を配当替えして各区役所で執行（自治法第 180 条の 3 及び各区選挙管理委員会規程により書記長等に充てられた各区総務課長等が市長の補助職員として執行）し、残りの 18,308 千円を選挙管理委員会事務局で執行（自治法第 180 条の 2 及び副市長以下代決規程第 14 条により選挙管理委員会事務局長が市長の補助執行として執行）することとなった。

(2) 本件に対する総務局の説明は、次のとおりである。

ア 署名簿の審査期間の延長に要する経費の予算措置

選挙管理委員会事務局からの予算措置の要求を受けて、予算規則及び関係規程の定めに従い、予備費の充当及び歳出予算の流用による必要な予算措置を行った。

4 監査委員が認定した事実

(1) 自治法の規定

自治法第76条第1項では、選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数以上の者の連署をもって、「その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。」と規定して、住民が市議会の解散を請求する権利を認めている。

請求代表者が署名簿を選挙管理委員会に提出して証明を求めた場合においては、自治法第76条第4項で準用する自治法第74条の2第1項で、「当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。」と規定して、署名の審査を行う期間を20日以内としている。

また、自治法第76条第4項で準用する自治法第74条の3第1項では、署名が無効となる場合について、「一 法令の定める成規の手続によらない署名 二 何人であるかを確認し難い署名」と規定している。

(2) 本市選挙管理委員会が疑義をもった署名簿

各区選挙管理委員会に提出された署名簿65,190冊、署名数465,602筆のうち、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿は全体の約32%にあたる20,768冊、当該署名簿に記載された署名数は全体の約25%にあたる114,805筆であった。

(3) 不適切な署名収集にかかる市民からの情報提供

本市選挙管理委員会から提出された市民からの情報提供にかかる資料（記録簿、ファクシミリ、電子メールなど）により、本市選挙管理委員会には、以下のような不適切な署名収集の情報が市民から多数寄せられていることが認められた。

- ア 請求代表者又は受任者以外の者が署名を求めている
- イ 受任者が収集する場合であっても、委任状に受任者の氏名及び住所が記載されていない署名簿で署名を求めている
- ウ 回覧により署名を求めている
- エ 郵便受けに署名簿を入れ、署名を求めている
- オ マンションの掲示板に署名簿を掲示し、署名を求めている
- カ 店舗に署名簿を据え置き、署名を求めている
- キ 受任者が居住区以外の区民の署名を求めている
- ク 受任者になる申出をしていないにもかかわらず、署名簿等が送付されてきた
- ケ 受任者でないにもかかわらず、署名を集めるよう求められた
- コ 家族の分の署名を書くように求めている など

(4) 本市選挙管理委員会における議論

本市選挙管理委員会から提出された会議録及び選挙管理委員会事務局への事情聴取から、審査期間の延長を決定するうえで、各委員の間で事務局を交え、議論を重ねていたことが確認された。

(5) 審査期間を延長して実施した調査の内容

本市選挙管理委員会から提出された、審査期間を延長して実施した調査に使用した調査票によると、調査の内容は、①自身で署名したかどうか、②どのように署名を求められたか、③誰から署名を求められたか、との質問に対して、それぞれあらかじめ示されている選択肢の中から該当する項目を選んで回答するものであった。

5 監査委員の判断

(1) 直接請求制度の趣旨

そもそも本件の市議会の解散請求のような直接請求権は、住民自治の原理に基づいて地方公共団体に属する住民が発動する基本的権利であるが、もともと地方公共団体の議会の議員及び長は住民自らが選挙したものである以上、選挙の結果に基づく地方自治行政の運営の良否は、結局住民自身の責に帰せられるべきものといえる。この点から、直接請求権の行使は無条件に許されるべきではないとして、一定の制限が設けられているものであり、その仕組みはそれらの趣旨を反映したものとなっている。

直接請求権は、個々の住民の単独の権利ではなく、住民多数の意思の合致する請求によってはじめて成立するものであり、そのため、署名を収集する住民には、署名簿により、住民の連署を求め、その収集にあたっては署名者の意思が同一であることを担保するために請求代表者の氏名の記載、押印、請求の要旨を記載した請求書の添付が必要などといった一定の制約が課されている。

また、前記4(1)のとおり、法令の定める成規の手続きによらない署名及び何人であるかを確認しがたい署名は無効とされていることから、署名の効力の証明を求められる選挙管理委員会には、署名簿に記載された署名が、選挙人名簿に登録された者であることの確認のみならず、その署名が法令の定める成規の手続きによる署名であるか否かの判断までもが求められているのである。

(2) 審査期間の延長が違法であるかどうか

本件で監査の対象事項となっている審査期間については、前記4(1)のとおり、自治法により20日以内と規定されているが、行政事例（昭和27年11月18日行政事例）によると、その規定は、いわゆる訓示的効力を有するにとどまり、その期間を経過しても当該署名簿の効力に影響を及ぼすものではないと解されている。

また、本件議会解散請求に関して提出された、仮の義務付け申立て事件に対

し、名古屋地方裁判所（以下「名古屋地裁」という。）においては、「この 20 日の期間は、当該署名活動が行われた地方公共団体の規模や必要とされる署名数の多寡を問わず一律に決められている上、上記のとおり、選挙管理委員会は、署名が法令の定める成規の手続きによるものか否かについて実質的な判断義務を負い、そのために必要な調査をすることができる」と解されることに照らせば、上記 20 日の審査期間は、延長することができない期間と理解するのは相当でなく、その期間を定めた規定は、訓示規定と解するのが相当である。」と判示されている（平成 22 年 11 月 19 日名古屋地裁決定）。

さらに、同決定では、本件特有の理由として、署名収集期間中、本市選挙管理委員会に寄せられた数々の不適切な署名収集の情報や、委任状に受任者の住所及び氏名の記載がない署名簿の数が合計約 2 万冊、当該署名簿に記載された署名数が合計約 11 万筆あったことから、請求代表者 1 人当たり約 2 千冊、約 1 万 1 千 4 百筆の署名を集めることが可能か、などと本市選挙管理委員会が疑問を抱いたことを取り上げ、それらが、その署名の効力を判断するために、更なる審査が必要であるとして本市選挙管理委員会が審査期間を延長したことの合理的な理由となると述べている。

監査委員は本件監査において、本市選挙管理委員会から提出された関係書類及び本市選挙管理委員会の会議録、選挙管理委員会事務局への事情聴取、区選挙管理委員会への実地調査により、署名収集期間中に本市選挙管理委員会に寄せられた不適切な署名収集の情報、期間延長に至るまでの本市選挙管理委員会における議論の経緯、実際に提出された署名簿の一部を確認したが、上記の署名収集方法に疑義を抱いたという本市選挙管理委員会の主張が恣意的に作られたものや特に誇張されたものとは認められず、それらが審査期間延長に関する合理的な理由となると認めた上記名古屋地裁の判断に照らしても、本件審査期間の延長が法令に違反するものとは認められない。

## 第 5 監査の結果

### 結 論

以上述べたとおり、請求人の主張には理由がなく、措置する必要は認められない。

なお、本件のように、議会解散を求め 36 万人を超える有効署名を要件とする直接請求がなされたのは、本市においては無論のこと、政令指定都市全体でも初めてのことであり、このため市民やマスメディアの関心もひととき高く、連日報道されるような希少な事例となったものである。

このように全国的に見ても大変珍しい事例であり、これだけ大量の署名が短期間で集まるかどうか、その動向を注視していたところであるが、実際に集まった署名

数の多さをみて、改めて市民の関心が高いことを認識した。

ところで、直接請求制度は、間接民主主義の弱点を補強し、住民自治の徹底を図るため、住民の基本的権利として自治法制定当初から認められているものである。一方、長の解職請求や本件のような議会の解散請求の場合は、そもそも住民の直接選挙により一旦選任された者を解職しようとするものでもあり、濫用等を防止するため様々な要件を定め一定の制限を課している。

本制度を手続きの面からみると、自治法制定以来 60 年以上を経過した今日までほとんど改正されておらず、わずかに平成 14 年の改正において、有権者数が 40 万人を超える地方公共団体における、必要署名数の緩和規定が設けられたものの、制度の基本的な部分の見直しがされないままとなっているのが現状である。そのため本市のような人口 200 万人規模の都市の場合も、5 万人の都市も手続き的にはほとんど変わらず、大都市において本件のような直接請求を行おうとした場合、かなりハードルが高いものとなるなど大都市の実態とは乖離した制度となっている。また、法令上、事務処理等についても明確に定められていない部分があるため、古い通達等に頼る他ないような実情であり、本件のような事例をほとんど想定していないのではないかと思われる。

こうした状況のなか、1 ヶ月という短期間で大量の署名を収集しなければならなかった市民側においても、またこれを審査する選挙管理委員会側においても、様々な場面で当惑や苦労があったであろうことは容易に推察できる。

本件審査にあたっては、これら制度の趣旨や実態等も踏まえ、公正・中立の立場で監査を行ったものであるが、前述したように、現行の直接請求制度自体が、大都市における住民意思を反映させにくいものとなっており、問題が多いと言わざるを得ない。

国において、見直しの検討が進められているとの情報もあるが、今回の事例を貴重な教訓として、住民の意思がより一層行政運営に生かされるよう、新たな制度構築に向け、関係者が努力されることを、強く望むものである。

(別添)

## 名古屋市職員措置請求書

市長等執行機関や職員に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

(1) 名古屋市選挙管理委員長 伊藤年一

(2) 2010年11月  
選挙管理委員会費の追加

(3) 地方自治法  
署名審査期間は20日以内

(4) 3,006万9,000円

(5) 弁済を求める。

### 2 請求者

太田 敏光

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2010年11月8日

名古屋市監査委員会 (あて)

(添付書類)

事実証明書

(注) 請求人の住所及び職業並びに添付書類については省略した。

## 公 告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成22年12月16日

名古屋市農業委員会農地部会長 小 川 鐘 敏

### 1 開催日時

平成22年12月20日（月） 午後 2時

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎 12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

第81号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の審議について

第82号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

第83号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第84号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第85号議案 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

第86号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第87号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請について

第88号議案 農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

第89号議案 名古屋市大高赤塚地区組合区画整理の事業計画について

名古屋市農業委員会事務局農政課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成22年12月16日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

### 指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 354号	山本水道 工業所	山本 一登	名古屋市天白区菅田 二丁目1609	平成22年10月28日
第1069号	(株)大森設 備	大森 満	名古屋市中村区中村 中町 4丁目11番地の 5	平成22年10月28日
第1172号	(株)アクア アース	小吹 猛	名古屋市瑞穂区惣作 町 3丁目49番地	平成22年11月10日
第1186号	中部オー ケーホー ム(株)	隅元 清治	愛知県瀬戸市東赤重 町二丁目70番地	平成22年11月17日
第1187号	(株)桶中住 宅設備	中村 辰雄	名古屋市熱田区西郊 通 5丁目 7番地の 1	平成22年11月17日
第1188号	東和(株)名 古屋支店	中野 勲	名古屋市東区泉二丁 目15番 6号	平成22年11月17日
第1189号	(有)巧	國岡 宣雄	大阪府大阪市北山町 四丁目 152 - 102	平成22年11月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成22年12月16日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

### 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 354号	山本水道 工業所	山本 武重	名古屋市天白区菅田 二丁目1609	平成22年10月28日
第1069号	大森設備	大森 満	名古屋市中村区中村 中町 4丁目11番地の 5	平成22年10月28日
第1053号	(株)ライフ ・カワサ キ	川崎 雅美	愛知県豊川市豊が岡 町 213番地	平成22年11月 4日
第1172号	アクア・ アース	小吹 猛	名古屋市緑区浦里三 丁目 287 ユニープ ル浦里 505号	平成22年11月10日
第 45号	(有)福田工 務店	福田 高明	名古屋市東区黒門町 54番地	平成22年11月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成22年12月16日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 354号	山本水道 工業所	山本 一登	名古屋市天白区菅田 二丁目1609	平成22年10月28日
第1069号	(株)大森設 備	大森 満	名古屋市中村区中村 中町 4丁目11番地の 5	平成22年10月28日
第1172号	(株)アクア アース	小吹 猛	名古屋市瑞穂区惣作 町 3丁目49番地	平成22年11月10日
第1185号	(有)加藤設 備管工	加藤 賢次	愛知県津島市杵前町 四丁目69番地 3	平成22年11月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市指定排水設備工事店から次のように廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成22年12月16日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 354号	山本水道 工業所	山本 武重	名古屋市天白区菅田 二丁目1609	平成22年10月28日
第1069号	大森設備	大森 満	名古屋市中村区中村 中町 4丁目11番地の 5	平成22年10月28日
第1053号	(株)ライフ ・カワサ キ	川崎 雅美	愛知県豊川市豊が岡 町 213番地	平成22年11月 4日
第1172号	アクア・ アース	小吹 猛	名古屋市緑区浦里三 丁目 287 ユニープ ル浦里 505号	平成22年11月10日
第 45号	(有)福田工 務店	福田 高明	名古屋市東区黒門町 54番地	平成22年11月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告の訂正に  
ついて

平成22年12月16日付けで公告しました名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告の一部を次のとおり訂正します。

平成22年12月17日

名古屋市上下水道局長 三 宅 勝

第1189号の項中「大阪府大阪市北山町四丁目 152- 102」を「愛知県大府市北山町四丁目 152- 102」に訂正します。

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課